

保育に関する状況調べ

福祉文教委員会資料
平成29年6月21日提出

導入予定の制度の概要（保育士修学資金貸付金）

交付の目的	交付の対象	貸付金額	貸付期間	返還免除
保育士を目指す学生に対し修学資金貸付を行ない、県の修学資金との併用することで学生生活を学業面から支援しながら保育士の確保を図る。	<ul style="list-style-type: none">・保育士養成施設に在学する者・保育士養成施設を卒業した後、市内の保育所等において常勤保育士として少なくとも5年間従事する者	月額2万円	貸付決定通知に定める月から修学満了する月まで	保育士養成施設を卒業してから1年以内に市内の保育所等に就職し、常勤保育士として5年以上業務に従事したとき

保育に関する状況調べ

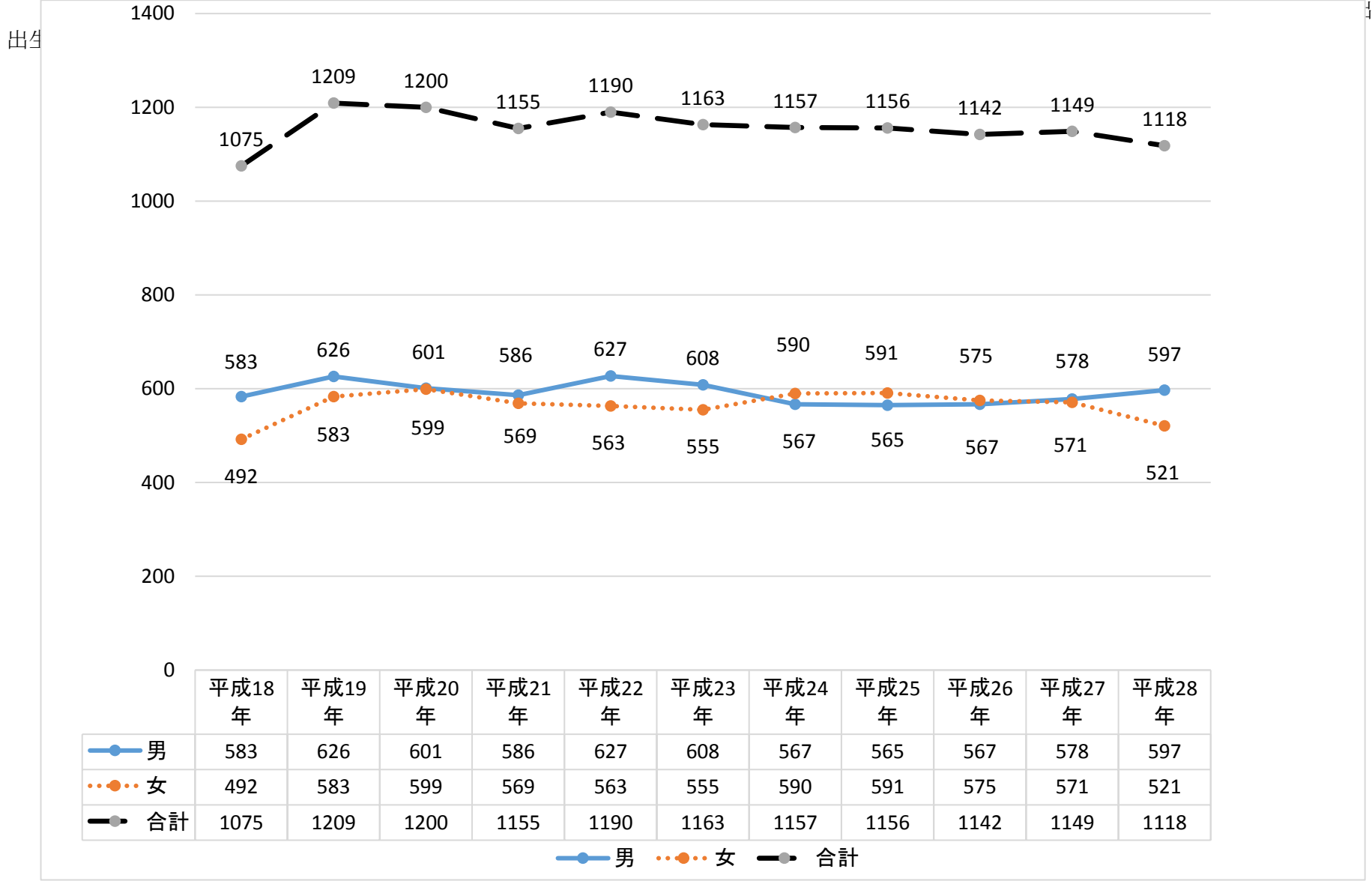
福祉文教委員会資料
平成29年6月21日提出

他自治体の児童対策および保育士不足対策の概略（保育士確保緊急対策事業費）

自治体名	実施時期	貸付対象者	貸付額 (月額)	貸付期間	返還猶予	返還免除
福岡県	H29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の保育士養成施設に進学している者 ・ 優秀な学生であること保育士養成施設の長が推薦する者 ・ 家庭の状況から真に修学資金の貸付けを必要とすること ・ 保育士養成施設を卒業後、県内の従事先施設等で保育業務に従事しようとする者 	5万円	2年間	県内において保育業務に従事しているとき	保育士養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として県内で保育業務に従事し、かつ5年間引き続きこれらの業務に従事したとき
福岡市	未実施	—	—	—	—	—
北九州市	未実施	—	—	—	—	—
流山市	H26年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の私立保育所において保育士として従事することを希望する者 ・ 保育士養成施設を卒業する見込みであって貸付申込の日から卒業見込の日まで2年以内である者 ・ 指定施設以外の保育士養成施設に在学する者にあつては、原則として本市の住民基本台帳に記録されている者 	3万円	貸付けの日の属する月から平成30年3月まで	市内の私立保育所に勤務した場合、返済の免除が想定される1年分の貸付金については返済の免除要件が確定するまでの間その返済を開始しない	市内の私立保育所で最初に保育士の業務に従事し、引き続き業務に従事した期間が5年間に達したとき

保育に関する状況調べ

福祉文教委員会資料



保育に関する状況調べ

福祉文教委員会資料

平成29年6月21日提出

平成29年6月1日現在

保育所(園)		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率	
公立	菰田	利用定員	30	30	40	40	40	40	220	97.7%
		市内	13	40	39	40	43	40	215	
		広域							0	
		合計	13	40	39	40	43	40	215	
	樂市	利用定員	19	19	20	20	21	21	120	80.0%
		市内	3	16	19	16	19	22	95	
		広域			1				1	
		合計	3	16	20	16	19	22	96	
	平恒	利用定員	7	8	10	11	12	12	60	95.0%
		市内	3	10	10	10	11	13	57	
		広域							0	
		合計	3	10	10	10	11	13	57	
	筑穂	利用定員	14	14	23	36	36	37	160	62.5%
		市内	8	15	17	21	19	20	100	
		広域							0	
		合計	8	15	17	21	19	20	100	
	庄内 こども	利用定員	14	14	17	18	18	19	100	98.0%
		市内	7	14	19	18	18	22	98	
		広域							0	
		合計	7	14	19	18	18	22	98	
穎田 こども	利用定員	10	14	21	25	25	25	120	90.8%	
	市内	8	13	22	23	20	23	109		
	広域							0		
	合計	8	13	22	23	20	23	109		
公立計	利用定員	94	99	131	150	152	154	780	86.5%	
	市内	42	108	126	128	130	140	674		
	広域	0	0	1	0	0	0	1		
	合計	42	108	127	128	130	140	675		
私立	明星	利用定員	20	30	36	38	38	38	200	92.0%
		市内	10	31	36	34	36	37	184	
		広域							0	
		合計	10	31	36	34	36	37	184	
	あじさい	利用定員	15	25	30	30	30	30	160	106.3%
		市内	13	36	25	33	31	29	167	
		広域		1	1		1		3	
		合計	13	37	26	33	32	29	170	
	あさひ	利用定員	18	20	20	20	21	21	120	119.2%
		市内	12	29	24	31	25	22	143	
		広域							0	
		合計	12	29	24	31	25	22	143	
	ひかる	利用定員	10	20	20	20	20	20	110	99.1%
		市内	6	20	22	19	20	22	109	
		広域							0	
		合計	6	20	22	19	20	22	109	
	わかみず	利用定員	17	20	20	21	21	21	120	94.2%
		市内	6	19	15	25	24	20	109	
		広域	1	1		1	1		4	
		合計	7	20	15	26	25	20	113	
潤野	利用定員	15	21	21	21	21	21	120	103.3%	
	市内	10	23	22	23	25	21	124		
	広域							0		
	合計	10	23	22	23	25	21	124		

	保育所(園)		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率
私立	飯塚	利用定員	10	12	13	15	15	15	80	110.0%
		市内	8	14	18	14	17	17	88	
		広域							0	
		合計	8	14	18	14	17	17	88	
	横田	利用定員	8	10	10	10	11	11	60	113.3%
		市内	7	14	13	13	10	11	68	
		広域							0	
		合計	7	14	13	13	10	11	68	
	常楽寺	利用定員	12	18	20	20	20	20	110	103.6%
		市内	8	20	19	21	22	24	114	
		広域							0	
		合計	8	20	19	21	22	24	114	
	つぼみ	利用定員	8	10	12	13	13	14	70	118.6%
		市内	5	17	15	18	13	11	79	
		広域				2	1	1	4	
		合計	5	17	15	20	14	12	83	
	常葉	利用定員	10	14	14	14	14	14	80	102.5%
		市内	6	18	14	14	13	13	78	
		広域		1	1	2			4	
		合計	6	19	15	16	13	13	82	
	ひばり	利用定員	14	17	17	17	17	18	100	106.0%
		市内	8	19	18	19	21	21	106	
		広域							0	
		合計	8	19	18	19	21	21	106	
	なのはな	利用定員	10	12	12	12	12	12	70	104.3%
		市内	5	20	15	9	11	12	72	
		広域				1			1	
		合計	5	20	15	10	11	12	73	
たけのこ	利用定員	15	15	15	15	15	15	90	83.3%	
	市内	4	6	12	17	19	16	74		
	広域						1	1		
	合計	4	6	12	17	19	17	75		
庄内	利用定員	6	9	11	11	11	12	60	120.0%	
	市内	6	13	12	15	10	16	72		
	広域							0		
	合計	6	13	12	15	10	16	72		
愛の光	利用定員	8	12	16	18	18	18	90	110.0%	
	市内	6	18	18	17	18	18	95		
	広域		1		1	1	1	4		
	合計	6	19	18	18	19	19	99		
鯉田	利用定員	12	14	19	25	25	25	120	89.2%	
	市内	4	17	16	20	27	21	105		
	広域				1		1	2		
	合計	4	17	16	21	27	22	107		
飯塚東	利用定員	15	20	20	20	22	23	120	116.7%	
	市内	13	25	25	29	20	26	138		
	広域		1	1				2		
	合計	13	26	26	29	20	26	140		
つはら たんぽぽ	利用定員	5	9	9	9	9	9	50	74.0%	
	市内	3	6	5	6	10	7	37		
	広域							0		
	合計	3	6	5	6	10	7	37		
鎮西 ひかる	利用定員	6	10	11	11	11	11	60	116.7%	
	市内	5	13	13	15	13	11	70		
	広域							0		
	合計	5	13	13	15	13	11	70		

保育所(園)		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率	
私立	枝国	利用定員	10	16	16	16	16	16	90	108.9%
		市内	6	18	20	20	15	18	97	
		広域					1		1	
		合計	6	18	20	20	16	18	98	
	あいだつくしんぼ	利用定員	13	13	22	22	25	25	120	74.2%
		市内	4	11	15	17	20	22	89	
		広域							0	
		合計	4	11	15	17	20	22	89	
	愛宕	利用定員	4	18	18	20	20	20	100	98.0%
		市内	3	18	17	19	20	20	97	
		広域			1				1	
		合計	3	18	18	19	20	20	98	
	了専寺白菊	利用定員	6	9	15	6	7	7	50	64.0%
		市内		6	12	2	8	3	31	
		広域			1				1	
		合計	0	6	13	2	8	3	32	
	幸袋こども	利用定員	8	12	15	18	18	19	90	126.7%
		市内	8	13	23	21	23	24	112	
		広域			2				2	
		合計	8	13	25	21	23	24	114	
	私立計	利用定員	275	386	432	442	450	455	2,440	102.0%
市内		166	444	444	471	471	462	2,458		
広域		1	5	7	8	5	4	30		
合計		167	449	451	479	476	466	2,488		
総計	利用定員	369	485	563	592	602	609	3,220	98.2%	
	市内	208	552	570	599	601	602	3,132		
	広域	1	5	8	8	5	4	31		
	合計	209	557	578	607	606	606	3,163		
	未利用児	16	33	18	9	3	1	80		

●市内児童の市外委託状況

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立	2	2	5	4	4	3	20
私立	8	25	23	16	13	12	97
合計	10	27	28	20	17	15	117

●市内児童の公私立保育所入所状況

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立	44	110	131	132	134	143	694
私立	174	469	467	487	484	474	2,555
合計	218	579	598	619	618	617	3,249

※市内保育所と市外保育所を合算した公立及び私立それぞれの入所児童数

●認定の状況(年齢別)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認定者数	234	612	616	628	621	618	3,329

●未利用児 理由別

就労中	52
就学中(訓練校等)	3
育児休暇中	11
就職活動中	10
診断書(育児困難)	4
合計	80

保育に関する状況調べ

福祉文教委員会資料
平成29年6月21日提出
(平成29年6月1日現在)
(単位：人)

園名	所長 園長	保育士（看護師含む）			保育者以外		合計	園児数	備考
		常勤	非常勤	計	調理員	その他			
菰田	1	40	2	42	4	0	47	215	
楽市	1	18	1	19	2	0	22	96	
平恒	1	12	0	12	2	0	15	57	
筑穂	1	21	0	21	2	0	24	100	
庄内	1	25	1	26	3	0	30	98	
穎田	1	27	1	28	3	0	32	109	
明星	1	23	2	25	5	2	33	184	
あじさい	1	24	5	29	7	2	39	170	
あさひ	1	20	8	28	3	0	32	143	
ひかる	1	15	4	19	0	2	22	109	
わかみず	1	17	0	17	3	1	22	113	
潤野	1	19	4	23	5	5	34	124	
飯塚	1	16	0	16	3	3	23	88	
横田	1	16	0	16	3	2	22	68	
常楽寺	1	18	3	21	0	0	22	114	
つぼみ	1	12	10	22	3	0	26	83	
常葉	1	14	0	14	0	1	16	82	
ひばり	1	16	3	19	0	1	21	106	
なのはな	1	11	0	11	2	1	15	73	
たけのこ	1	8	0	8	2	0	11	75	
庄内	1	12	0	12	3	0	16	72	
愛の光	1	15	1	16	0	0	17	99	
鯉田	1	12	10	22	3	3	29	107	
飯塚東	1	18	6	24	4	1	30	140	
つはらたんぼぼ	1	7	0	7	2	0	10	37	
鎮西ひかる	1	14	2	16	0	1	18	70	
枝国	1	15	2	17	0	1	19	98	
あいだつくしんぼ	1	10	0	10	2	0	13	89	
愛宕	1	10	4	14	0	4	19	98	
幸袋	1	14	2	16	4	0	21	114	
了専寺白菊	2	13	6	19	4	3	28	32	
計	32	512	77	589	74	33	728	3,163	

※月報調べ
調理員に栄養士を含む。

保育に関する状況調べ

福祉文教委員会資料
平成29年6月21日提出

特別保育の状況

○延長保育利用状況表

	平成28年度
明星	3,616人
あじさい	631人
あさひ	827人
ひかる	745人
潤野	799人
飯塚	1,795人
横田	135人
常楽寺	1,203人
つぼみ	236人
常葉	1,489人
ひばり	1,930人
庄内	380人
たけのこ	583人
なのはな	524人
つはら	136人
鯉田	494人
飯塚東	1,794人
鎮西ひかる	224人
枝国	1,054人
あいだ	237人
計	18,832人

○一時保育利用状況表

	利用者数	1日あたり受け入れ数	
		平成28年度	平成29年度
菰田	1,084人	5人	5人
庄内	893人	5人	5人
筑穂	610人	5人	5人
颯田	877人	5人	5人
公立 計	3,464人		
ひかる	208人	3人以内(通常1~2人)	3人以内(通常1~2人)
わかみず	462人	3人以内	3人以内
潤野	87人	0~5人	0~5人
横田	169人	1~2人	1~2人
常楽寺	88人	5人以内	5人以内
つぼみ	375人	3人以内	3人以内
常葉	184人	3人以内	3人以内
愛の光	28人	そのときの状況による	そのときの状況による
鎮西ひかる	40人	そのときの状況による	そのときの状況による
愛宕	661人	5人以内	5人以内
あじさい	115人	そのときの状況による	そのときの状況による
鯉田	6人		
私立 計	2,423人		
総計	5,887人		

私立については、どの園においても、保育士数の状況により、受け入れる児童数に限りあり。上記人数はおおよその人数である。

飯塚市保育士修学資金貸付金条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、飯塚市保育士修学資金貸付金条例（平成29年飯塚市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸付けの申請）

第2条 条例第6条第1項の規定により修学資金の貸付けを受けようとする者及び条例第7条第2項に規定する保証人は、貸付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 保育士養成施設の長の作成する在学証明書
- (2) 誓約書
- (3) 住民票の写し
- (4) 印鑑証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（連帯保証人）

第3条 条例第7条第2項に規定する保証人は、成年で独立の生計を営む者でなければならない。

（変更等の届出）

第4条 修学資金の貸付契約を締結した者又は条例第7条第2項に規定する保証人は、条例第8条第1項第5号に規定する届出をするときは、住民票の写しを添付しなければならない。

2 条例第7条第2項に規定する保証人は、条例第8条第3項に規定する届出をするときは、死亡届の写し、死亡診断書の写し、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付しなければならない。

（契約の解除）

第5条 条例第10条第4号の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 業務上の理由により死亡したとき。
- (2) 業務に起因する心身の故障のため、常勤保育士としての業務に従事することができなくなったとき。
- (3) 出産、育児のため一時的に市内の保育所等を休職するとき。

(貸付金の返還)

第6条 条例第11条の規定による返還は、貸付契約の解除の日の属する月の翌月から5年の間に月賦均等払の方法によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

2 修学資金の貸付けを受けた者は、条例第10条に係る通知書を受け取ったときは、速やかに、返還計画書を市長に提出しなければならない。

(返還方法の変更)

第7条 市長は、災害その他やむを得ない事情により修学資金を返還することが著しく困難であると認めるときは、前条第2項の計画書の内容を変更することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、その旨を通知するものとする。

(返還の猶予)

第8条 条例第12条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、猶予の可否を決定し、その旨を通知するものとする。

(返還免除の申請等)

第9条 条例第13条の規定により修学資金の返還免除を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、免除の可否を決定し、その旨を通知するものとする。

3 条例第13条第3号に規定するその他市長が必要と認めるときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 心身の故障のため、保育士養成施設に在学することが困難になったとき又は常勤保育士として市内の保育所等に5年以上勤務を継続することが困難になったとき。

(2) その他常勤保育士として市内の保育所等に5年以上勤務することが困難になったとき。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

飯塚市保育士修学資金貸付の事務に用いる書類の様式に関する要綱（案）

飯塚市保育士修学資金貸付金条例施行規則第 10 条の規定に基づき、飯塚市保育士修学資金貸付の事務に用いる書類の様式は次のとおりとする。

- | | | |
|------|-------------------------|--------------|
| (1) | 飯塚市保育士修学資金貸付金申請書 | (様式第 1 号) |
| (2) | 保育士養成施設の長の作成する在学証明書 | (様式第 2 号) |
| (3) | 誓約書 | (様式第 3 号) |
| (4) | 飯塚市保育士修学資金貸付金申請結果通知書 | (様式第 4 号) |
| (5) | 飯塚市保育士修学資金貸付契約書 | (様式第 5 号) |
| (6) | 飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等届出書 | (様式第 6 号の 1) |
| | 飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等届出書 | (様式第 6 号の 2) |
| | 飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等届出書 | (様式第 6 号の 3) |
| | 飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等届出書 | (様式第 6 号の 4) |
| | 飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等届出書 | (様式第 6 号の 5) |
| (7) | 飯塚市保育士修学資金現況報告書 | (様式第 7 号) |
| (8) | 飯塚市保育士修学資金貸付契約解除通知書 | (様式第 8 号) |
| (9) | 飯塚市保育士修学資金返還計画書 | (様式第 9 号) |
| (10) | 飯塚市保育士修学資金返還方法変更申請書 | (様式第 10 号) |
| (11) | 飯塚市保育士修学資金返還方法変更申請結果通知書 | (様式第 11 号) |
| (12) | 飯塚市保育士修学資金返還猶予申請書 | (様式第 12 号) |
| (13) | 飯塚市保育士修学資金返還猶予申請結果通知書 | (様式第 13 号) |
| (14) | 飯塚市保育士修学資金返還免除申請書 | (様式第 14 号) |
| (15) | 飯塚市保育士修学資金返還免除申請結果通知書 | (様式第 15 号) |
| (16) | 飯塚市保育士修学資金貸付請求書 | (様式第 16 号) |
| (17) | 相手方登録申請書 | (様式第 17 号) |
| (18) | 個人情報に係る承諾書 | (様式第 18 号) |

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

飯塚市保育士修学資金貸付申請書

年 月 日

飯塚市長 様

申請者 住所
氏名 印

飯塚市保育士修学資金貸付条例第 6 条の規定により飯塚市保育士修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ		写真貼付欄
	氏名		
	生年月日		
	電話番号		
	健康状況		
	在学する保育士養成施設		
	施設名		
	学部・学科		
	課程名	(年制)	
	学年		
	卒業予定年月		
	現在受けている (受ける予定のある) 他の貸付け等の有無		
	有の場合 制度名 ()		
項目	連帯保証人	連帯保証人	
フリガナ			
氏名	印	印	
生年月日			
住所			
電話番号			
申請者との関係			
勤務先名称			
勤務先電話番号			
備考			

様式第2号

在学証明書

年 月 日

飯塚市長 様

所在地

保育士養成施設 施設名

施設長名

印

下記の者は、次のとおり本校の在学者であることを証明します。

記

氏名		生年月日	
学部		学科	
入学年月		卒業予定年月	
在学年		正規の修業年限	
現在受けている（受ける予定のある）他の貸付け等の有無			
有の場合 制度名（ ）			
特記事項			

様式第3号

誓約書

年 月 日

飯塚市長 様

私は、借受者として、飯塚市保育士修学資金貸付条例及び飯塚市保育士修学資金貸付条例施行規則を遵守するとともに、保育士の資格を取得した後は、市内の保育所等に5年間以上保育士として勤務することを誓約します。なお、飯塚市保育士修学資金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに返還します。

住所

借受者 氏名

印

電話番号

私は、連帯保証人として、上記の者に誓約を誠実に履行させるとともに、万一、上記の者が履行しない場合は、その債務を負担することを誓います。

住所

氏名

印

電話番号

連帯保証人

勤務先所在地

勤務先名称

勤務先電話番号

住所

氏名

印

電話番号

連帯保証人

勤務先所在地

勤務先名称

勤務先電話番号

※連帯保証人の押印する印鑑は、実印とする。

※連帯保証人が変更となった場合は、変更となった者のみ記入すること。

様式第4号

飯塚市保育士修学資金貸付申請結果通知書

第 号
年 月 日

様

飯塚市長 印

年 月 日付で申請のありました飯塚市保育士修学資金の貸付けについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 貸し付けます。

貸付金額	
貸付期間	

2 貸し付けません。

理由

修学生番号	
-------	--

飯塚市保育士修学資金貸付契約書

貸付人飯塚市（以下「貸付人」という。）と借受人_____（以下「借受人」という。）とは、飯塚市保育士修学資金貸付金条例（平成 年飯塚市条例第 号。以下「条例」という。）に基づき、飯塚市保育士修学資金の消費貸借について、次の条項により契約を締結する。

（貸付額）

第 1 条 貸付人は、飯塚市保育士修学資金（以下「貸付金」という。）として、金 _____ 円を借受人に貸し付け、借受人は、これを借り受ける。

（貸付期間）

第 2 条 貸付金の貸付期間は、 年 月から 年 月までとする。

（貸付方法）

第 3 条 貸付人は、借受人に対し、 年 月から 年 月までの期間について、毎月 _____ 円を借受人に貸し付けるものとする。

2 前項の規定による貸付けは、別表の貸付対象月欄に掲げる期間に係る月分を同表貸付時期欄に定める時期に支払うことにより行うものとする。

（貸付金の使途）

第 4 条 借受人は、貸付金を修学に係る資金として使用し、それ以外の目的に使用してはならない。

（貸付利子）

第 5 条 貸付金は無利子とする。

（貸付金の返済等）

第 6 条 借受人は、貸付終了後、別に提出する飯塚市保育士修学資金返還計画書記載のとおり貸付金を返還する。但し、貸付人は、借受人に対し、条例第 12 条及び第 13 条に従って返済の猶予及び免除を行う。

2 借受人は、条例第 10 条の事由が発生した場合には、条例第 11 条に従い、貸付金全額を即時に返還する。

3 貸付人は、前項の規定に関わらず、借受人に対して条例第 11 条に基づく返還を猶予することができる。その場合には、借受人は、規則第 6 条 1 項に定める方法により貸付金を返還する。

4 前第 3 項の規程に関わらず、借受人は、貸付金の全部または一部について繰り上げ返済を行うことができる。その場合、借受人は貸付人に対して、繰り

上げ返済の内容を届け出なければならない。

(貸付金の返還等の方法)

第 7 条 借受人は、貸付金を貸付人の発行する納入通知書により、貸付人に返済等をしなければならない。

(返済猶予)

第 8 条 条例第11条に規定する該当する場合、規則で定める返還計画書の提出は不要とする。

(遅延損害金)

第 9 条 借受人は、返還すべき貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、民法第 419 号の規定に基づき、返還すべき金額につき年 5 パーセントの遅延損害金を貸付人に支払わなければならない。

(契約の解除)

第 10 条 貸付人は、借受人が条例第 9 条の要件に該当するときは、この契約を解除するものとする。

2 借受人は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、貸付人に対してその補償を請求することができないものとする。

(連帯保証)

第 11 条 連帯保証人は、本契約の一切を承認し、貸付人に対して、借受人と連帯して借受人が貸付人に対して負担する債務の履行の責を負うものとする。

(契約の費用)

第 12 条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て借受人の負担とする。

(期限の利益の喪失)

第 13 条 借受人に次の事由があるときは、貸付人は借受人に通知することにより借受人の貸付金の返還についての期限の利益を喪失させることができる。この場合においては、借受人は貸付人に対し、直ちにその債務の弁済を行わなければならない。

(1) 貸付金の返還を 1 回でも怠ったとき。

(2) 借受人のほかの債務について、強制又は競売の申立て等がなされたとき。

(3) 国税滞納処分等による差押えがなされたとき。

(4) 破産、民事再生手続の開始の申立てがあったとき。

(5) 借受人の振出しにかける手形・小切手について不渡り処分を受けたとき。

(管轄)

第 14 条 貸付人及び借受人は、本契約に関し紛争を生じたときは、その第 1 審裁判所を貸付人の所在地を管轄する裁判所とする。

(疑義の決定)

第 15 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、貸付人、借受人協議の上決定するものとする。

以上の契約締結の証として、本契約書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を所有する。

年 月 日

住所 飯塚市
貸付人
氏名 飯塚市長 印

住所
借受人
氏名 印

住所
連帯保証人
氏名 印

住所
連帯保証人
氏名 印

※借受人が未成年の場合、連帯保証人 2 人のうち 1 人は
法定代理人とする

別表（第 3 条関係）

貸付対象月数					支払時期	支払額
年	月	日	～	年 月 日分	年 月	円
年	月	日	～	年 月 日分	年 月	円

様式第6号の1

飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等届出書（在学者）

年 月 日

飯塚市長 様

住所

借受者 氏名

印

電話番号

借受者について異動等が生じたので、次のとおり届け出ます。また、連帯保証人は、次の異動等について承諾しています。

項目	記入欄			
1 フリガナ 氏名	新		旧	
2 住所	新		旧	
3 電話番号	新		旧	
4 印鑑				
5 修学資金を必要としなくなった		理由		
1から5までの変更年月日				
6 在学状況	(1) 休学			
	(2) 停学			
	(3) 留年			
	(4) 復学			
	(5) 退学			
	(6) その他			
保育士養成施設証明欄	在学状況について、上記6のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 所在地 保育士養成施設 施設名 施設長名			

印

様式第6号の2

飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等届出書（就業者等）

年 月 日

飯塚市長 様

住所

借受者 氏名

印

電話番号

借受者について異動等が生じたので、次のとおり届け出ます。また、連帯保証人は、次の異動等について承諾しています。

項目	記入欄			
1 フリガナ 氏名	新		旧	
2 住所	新		旧	
3 電話番号	新		旧	
4 印鑑				
5 勤務した保育所 等	施設名			
	所在地			
	1週間の勤務日数			
	1日の勤務時間			
6 退職した保育所 等	施設名			
	所在地			
1から6までの変更年月日				
7 在職状況	(1) 産前産後休暇			
	(2) 育児休業			
	(3) 病気休暇			
	(4) 休職			
	(5) 復職			
	(6) その他			
保育所等証明欄	<p>在職状況等について、上記5から7までのとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所在地 保育所等 施設名 施設長名 印</p>			

様式第6号の3

飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等届出書（連帯保証人）

年 月 日

飯塚市長 様

住所

借受者 氏名 印

電話番号

住所

連帯保証人 氏名 印

電話番号

※連帯保証人の押印する印鑑は、実印とする。

連帯保証人について異動等が生じたので、次のとおり届け出ます。

項目	新	旧
1 フリガナ 氏名		
2 住所		
3 電話番号		
4 借受者との関係		
5 勤務先名称		
6 勤務先所在地		
7 勤務先電話番号		
8 印鑑		

※連帯保証人が氏名、住所又は印鑑を変更する場合は、新しい印鑑登録証明書を添付すること。

様式第6号の4

飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等届出書（卒業等）

年 月 日

飯塚市長 様

住所

借受者 氏名 印

電話番号

保育士養成施設を卒業しましたので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

項目	記入欄	
1 卒業年月		
2 保育士登録	登録番号	
3 卒業後の進路		
(1) 就職	職種	
	勤務先名称	
	勤務先所在地	
	勤務開始年月日	
	備考	
(2) その他		
保育所等証明欄	<p>上記の者について、上記3のとおり相違ないこと及び保育士として1日6時間以上かつ月20日以上勤務をする者であることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所在地</p> <p style="text-align: right;">保育所等 施設名</p> <p style="text-align: right;">施設長名 印</p>	

※保育士養成施設の卒業証明書及び保育士登録済通知書の写しを添付すること。また、保育士証が届き次第、速やかに保育士証の写しを提出すること。

様式第6号の5

飯塚市保育士修学資金貸付に係る異動事項等届出書（死亡）

年 月 日

飯塚市長 様

	住所	
届出者	氏名	印
	電話番号	
	借受者との関係	
	住所	
連帯保証人	氏名	印
	電話番号	
	住所	
連帯保証人	氏名	印
	電話番号	

※連帯保証人の押印する印鑑は、実印とする。

借受者が死亡したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 借受者氏名
- 2 死亡年月日
- 3 添付書類

様式第7号

飯塚市保育士修学資金現況報告書

年 月 日

飯塚市長 様

住所
借受者 氏名 印
電話番号

次のとおり 年 月 日現在の状況を報告します。

現在の状況	在学者	1 在学中 2 休学中 3 停学中 4 その他 ()
	就業者	1 在職中 (1日6時間以上かつ月20日以上の勤務形態である) 2 休職中 3 休暇中 (産前・産後・育児・病気) 4 その他 ()
	備考	
証明欄	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 所在地 施設名 施設名 施設長名 印	

※過去1年間に休学や休職等の期間がある場合は、備考欄にその期間を記入すること。

様式第 8 号

飯塚市保育士修学資金貸付契約解除通知書

年 月 日

様

飯塚市長

印

年 月 日付けで締結した飯塚市保育士修学資金の貸付契約については、飯塚市保育士修学資金条例第 9 条の規定により、下記のとおり解除したので通知します。

記

- 1 契約解除の期日
- 2 契約解除の理由

様式第9号

飯塚市保育士修学資金返還計画書

年 月 日

飯塚市長 様

住所
氏名 印
借受者 電話番号
勤務先所在地
勤務先名称
勤務先電話番号

次のとおり飯塚市保育士修学資金を返還します。

借用金額	
借用期間	
返還理由	
返還方法	
返還期間	

私は、連帯保証人として、借受者に誓約を誠実に履行させるとともに、万一、借受者が履行しない場合は、その債務を負担することを保証します。

住所
連帯保証人 氏名 印
電話番号
住所
連帯保証人 氏名 印
電話番号

※連帯保証人の押印する印鑑は、実印とする。

様式第10号

飯塚市保育士修学資金返還方法変更申請書

年 月 日

飯塚市長 様

住所
氏名 印
電話番号
借受者 勤務先所在地
勤務先名称
勤務先電話番号

飯塚市保育士修学資金貸付金返還計画書の内容を変更したいので、次のとおり申請します。

借用金額	
免除額	
償還済額	
未償還額	
償還期間	年 月から 年 月まで 回
返還計画書の返還期間	年 月から 年 月まで 回
変更後の返還期間及び回数	年 月から 年 月まで 回
申請理由	
備考	

私は、借受者に上記のとおり履行させるとともに、万一、借受者が履行しない場合は、その債務を負担することを保証します。

住所
連帯保証人 氏名 印
電話番号
住所
連帯保証人 氏名 印
電話番号

※連帯保証人の押印する印鑑は、実印とする。

様式第 1 1 号

飯塚市保育士修学資金返還方法変更申請結果通知書

年 月 日

様

飯塚市長

印

飯塚市保育士修学資金貸付金返還計画書の内容変更申請について、下記のとおり変更決定しましたので通知します。

(変更前)

借用金額	
免除額	
償還済額	
未償還額	
償還期間	年 月から 年 月まで 回
返還計画書の返還期間	年 月から 年 月まで 回
変更後の返還期間及び回数	年 月から 年 月まで 回
申請理由	
備考	

(変更後)

借用金額	
免除額	
償還済額	
未償還額	
償還期間	年 月から 年 月まで 回
返還計画書の返還期間	年 月から 年 月まで 回
変更後の返還期間及び回数	年 月から 年 月まで 回
申請理由	
備考	

様式第12号

飯塚市保育士修学資金返還猶予申請書

年 月 日

飯塚市長 様

住所

借受者 氏名 印

電話番号

住所

連帯保証人 氏名 印

電話番号

住所

連帯保証人 氏名 印

電話番号

※連帯保証人の押印する印鑑は、実印とする。

飯塚市保育士修学資金の貸付けを受けましたが、下記理由により返還の猶予を申請します。

記

借用金額	
返還猶予期間	
理由	

様式第13号

飯塚市保育士修学資金返還猶予申請結果通知書

年 月 日

様

飯塚市長

印

年 月 日付けで申請のありました飯塚市保育士修学資金の返還猶予について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 返還を猶予します。

返還猶予期間

2 返還を猶予しません。

理由

様式第14号

飯塚市保育士修学資金返還免除申請書

年 月 日

飯塚市長 様

住所

借受者 氏名 印

電話番号

住所

連帯保証人 氏名 印

電話番号

住所

連帯保証人 氏名 印

電話番号

※連帯保証人の押印する印鑑は、実印とする。

飯塚市保育士修学資金の貸付けを受けましたが、下記理由により返還の免除を申請します。

記

借用金額	
理由	
業務従事期間	
保育士養成施設又は保育所等の名称	

様式第15号

飯塚市保育士修学資金返還免除申請結果通知書

年 月 日

様

飯塚市長

印

年 月 日付けで申請のありました飯塚市保育士修学資金の返還免除について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 返還を免除します。
- 2 返還を免除しません。

理由

様式第16号

飯塚市保育士修学資金貸付請求書

年 月 日

飯塚市長 様

住所
借受者 氏名 印
電話番号

飯塚市保育士修学資金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 月額
- 2 請求内容
- 3 請求金額

相手方登録申請書

飯塚市長 様

住所
氏名
電話番号

印

飯塚市修学資金貸付に伴い下記のとおり口座情報の登録を申請します。

記

1 支払方法 口座振込

(相手方登録内容)

金融機関の名称	銀行・農協・信用組合 信用金庫・()	本店(所) 支店(所)							
預金種目	普通(総合)預金								
口座番号	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>								
口座名義人 ※カタカナで記入									

様式第18号

飯塚市保育士修学資金貸付に関する
個人情報の取扱いについての承諾書

「個人情報の取扱い説明書」をお読みいただき、次の各項目について内容確認のうえ□にチェックを入れ、署名及び捺印をしてください。

- 私は、「個人情報の取扱い説明書」により、本貸付けにおける個人情報の取扱いについて理解しました。
- 私は、飯塚市保育士修学資金貸付の申請に伴い、申請書等に記載した個人情報について、個人情報の取扱い説明書及び飯塚市個人情報保護条例等に基づき取り扱われることに同意します。

飯塚市長 様

年 月 日

申請者 住所
氏名 印
電話番号

個人情報取扱説明書

1 個人情報の利用目的

飯塚市は、飯塚市保育士修学資金貸付（以下「本貸付け」という。）の円満な実施のため、本貸付けを受けた者の修学状況、業務従事状況等を把握するとともに、本貸付け、返還を適正に行うことを目的として個人情報を取得及び利用します。

2 個人情報の取得について

飯塚市は、本貸付けに際して個人情報を取得する時は、貸付けにあたり必要な情報のみを適法かつ適正な方法により取得します。

3 個人情報の利用及び提供について

本貸付けにおいて個人情報を利用する場合は、「1 個人情報の利用目的」の範囲内として、本貸付けの事務担当者が利用することを原則とします。

ただし、本貸付けの目的を達成するために必要な範囲において、次のとおり第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

- ①修学中又は修学した保育士養成施設等
- ②福岡県及び市町村行政等の機関（福祉事務所の含む）
- ③貸付けを受けた者が貸付金の返還債務の免除を受けるまで又返還が終了するまでに従事した業務従事先
- ④各種金融機関
- ⑤司法機関、弁護士及び司法書士等の法律家
- ⑥連帯保証人及び連帯保証人の家族又はその他の債権代行者

「飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター」の概要

1 設置目的

現在、2市1町共同で運営を委託している5つの「障がい者生活支援センター」の機能を集約し、障がい者・障がい児のワンストップ相談窓口、相談支援事業所等の中核的な役割を担う「障がい者基幹相談支援センター」を設置し、地域の相談支援機能の更なる強化を図るものです。

2 設置場所

飯塚市忠隈523番地

飯塚市役所穂波庁舎3階執務室（延床面積 92.16㎡）

3 設置時期

平成29年7月1日（土） ※開所日 平成29年7月3日（月）

4 開設時間及び休日

午前8時30分～午後5時15分

土日、国民の祝日及び12月29日～1月3日は休日

5 対象者

2市1町に居住する障がい者及び障がい児、障がい児の保護者又は障がい者及び障がい児の介護を行う者

6 事業内容

- ①総合的・専門的な相談支援
- ②障がい者の地域移行・地域定着促進の取り組み
- ③障がい者虐待事案への対応
- ④圏域の相談支援体制の強化
- ⑤自立支援協議会の事務局業務

7 職員配置

9名（「障がい者生活相談支援センター」の相談支援専門員で構成）

8 利用料

無料

9 利用者駐車場

穂波庁舎来庁者用駐車場を利用（無料）

平成28年度 障がい者就労施設等からの物品等調達実績

種別	内容	件数	金額（円）
物品	賞状（和紙）・事務用品	1	2,000
	記念品	2	1,188,903
	バイオディーゼル燃料	2	181,700
	消耗品	14	230,825
	小計	19	1,603,428
役務	印刷	7	2,487,996
	草刈り	10	1,143,720
	清掃	3	1,528,200
	消火栓塗装委託	1	280,800
	小計	21	5,440,716
計		40	7,044,144

<参考：3カ年実績>

種別	内容	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
物品	賞状・事務用品	1件	2,000円	2件	57,646円	15件	232,825円
	記念品	2件	1,187,367円	2件	1,191,363円	2件	1,188,903円
	バイオディーゼル燃料	2件	985,820円	2件	214,480円	2件	181,700円
	小計	5件	2,175,187円	6件	1,463,489円	19件	1,603,428円
役務	印刷	3件	708,480円	2件	556,740円	7件	2,487,996円
	草刈り	16件	2,580,995円	17件	3,027,940円	10件	1,143,720円
	清掃	4件	1,603,800円	3件	1,503,134円	3件	1,528,200円
	消火栓塗装委託			1件	280,800円	1件	280,800円
	小計	23件	4,893,275円	23件	5,368,614円	21件	5,440,716円
計		28件	7,068,462円	29件	6,832,103円	40件	7,044,144円
対前年度比較		5件	584,442円	1件	△ 236,359	11件	212,041円

福祉文教委員会
平成29年6月21日開催

飯塚市立小・中学校空調設備設置計画

飯塚市教育委員会

1 計画策定の趣旨

学校施設への空調設備の設置については、これまで職員室等の管理室、図書室、保健室、コンピュータ室、ランチルームなどに設置してきたが、近年の気温の上昇から普通教室等への設置の必要性が高まっていた。

しかし、普通教室等への空調設備の設置に当たっては多額の費用がかかることから、小中一貫校移行対象校を除く学校施設の耐震化が完了し、また、小中一貫校への移行が完了する、平成30年度以降の計画として検討を行うこととしていた。

空調設備設置計画を策定するにあたり、現状把握のため平成26年度から平成28年度までの3か年、夏期における全小・中学校の1～3階の教室において室温調査を行った。

本計画は、この室温調査結果等を踏まえ、空調設備設置に係る基本的考え方や、導入スケジュール、概算費用、さらには利用に当たっての取り決め事項等について整理を行う。

2 学校室温調査の状況（学校休業日を除く平成26年7月～平成28年9月）

平成26年度から平成28年度までの3か年、夏期における全小・中学校の1～3階の教室において行った室温調査の結果とその分析については、以下のとおりである。

(1) 学校室温調査と教室の現状

調査にあたっては、各学校各教室の2校時と5校時に普通教室の室温を測り、それぞれ学校のなかで最高室温を記録したものをそれぞれ2校時と5校時の学校室温とし、学校室温が28℃以上の日数を各月学校ごとに集計した。

次頁の表1に学校室温調査の結果を示す。

【表1】学校室温調査結果（平成26年～平成28年 飯塚市立小中学校における28℃以上の日数）

（単位：日）

小学校	平成26年7月	平成26年8月	平成26年9月	平成26年計	順位	平成27年6月	平成27年7月	平成27年8月	平成27年9月	平成27年計	順位	平成28年6月	平成28年7月	平成28年8月	平成28年9月	平成28年計	順位	3か年合計	室温順位	
	調査日数	13	3	10		26	22	13	4	19		58	11	13	4	19			47	131
潤野	10	1	10	21	4	15	12	1	18	46	1	3	13	0	10	26	18	93	1	—
庄内	11	2	9	22	2	7	10	2	9	28	3	6	13	2	15	36	2	86	2	1
伊岐須	13	3	10	26	1	6	9	3	8	26	4	2	13	1	10	26	18	78	3	2
菰田	11	—	9	20	6	6	9	—	5	20	10	7	13	2	15	37	1	77	4	3
片島	9	1	8	18	10	7	9	3	7	26	4	6	13	1	12	32	9	76	5	4
立岩	9	1	9	19	8	6	7	2	3	18	13	6	13	2	15	36	2	73	6	5
蓮台寺	11	—	9	20	6	6	7	—	6	19	11	8	12	3	11	34	5	73	6	—
楽市	7	1	7	15	21	8	8	3	10	29	2	3	12	3	10	28	16	72	8	—
飯塚東	9	1	8	18	10	5	7	2	8	22	7	4	13	2	12	31	11	71	9	6
颯田	10	2	9	21	4	3	6	1	6	16	15	6	13	4	10	33	7	70	10	—
目尾	10	3	9	22	2	5	6	2	2	15	18	5	13	2	12	32	9	69	11	—
飯塚	10	—	9	19	8	5	9	—	8	22	7	3	12	0	12	27	17	68	12	7
若菜	9	—	7	16	18	4	6	3	5	18	13	6	13	3	12	34	5	68	12	7
高田	8	1	8	17	15	7	6	1	7	21	9	5	13	3	9	30	13	68	12	7
上穂波	9	2	7	18	10	5	7	—	2	14	19	6	13	1	15	35	4	67	15	10
鯉田	9	—	9	18	10	6	7	—	6	19	11	5	13	0	11	29	15	66	16	11
平恒	9	1	8	18	10	7	7	3	7	24	6	1	13	0	10	24	20	66	16	—
棕本	8	1	8	17	15	3	5	1	7	16	15	4	13	2	14	33	7	66	16	11
大分	9	1	7	17	15	3	6	2	3	14	19	4	13	0	14	31	11	62	19	13
幸袋	9	—	7	16	18	3	6	—	5	14	19	5	12	0	13	30	13	60	20	—
内野	9	1	6	16	18	3	5	3	5	16	15	2	11	1	7	21	21	53	21	14
八木山	3	0	6	9	22	0	4	1	2	7	22	0	10	2	3	15	22	31	22	15
平均	9.2	1.4	8.1	18.3		5.5	7.2	2.1	6.3	20.5		4.4	12.6	1.5	11.5	30.0		68.8		

（単位：日）

中学校	平成26年7月	平成26年8月	平成26年9月	平成26年計	順位	平成27年6月	平成27年7月	平成27年8月	平成27年9月	平成27年計	順位	平成28年6月	平成28年7月	平成28年8月	平成28年9月	平成28年計	順位	3か年合計	室温順位	
	調査日数	13	4	10		27	22	13	4	19		58	11	13	4	19			47	132
穂波東	8	3	7	18	7	9	10	4	5	28	2	6	13	4	19	42	1	88	1	⑥
飯塚第一	9	1	10	20	5	7	6	3	8	24	3	8	13	4	15	40	2	84	2	①
穂波西	9	3	10	22	3	15	10	4	7	36	1	1	13	0	9	23	8	81	3	②
幸袋	10	4	10	24	1	5	6	3	5	19	4	7	13	1	16	37	3	80	4	③
二瀬	9	3	9	21	4	6	7	0	4	17	5	6	13	1	16	36	4	74	5	④
颯田	9	4	10	23	2	3	7	2	4	16	6	5	12	4	14	35	5	74	5	④
筑穂	9	1	7	17	9	2	7	2	3	14	9	2	13	3	11	29	6	60	7	⑦
飯塚第二	7	2	7	16	10	5	5	2	3	15	7	1	13	3	9	26	7	57	8	⑧
庄内	9	1	8	18	7	5	7	0	3	15	7	2	12	2	7	23	8	56	9	⑨
鎮西	8	4	8	20	5	5	6	0	1	12	10	0	10	0	5	15	10	47	10	⑩
平均	8.7	2.6	8.6	19.9		6.2	7.1	2.0	4.3	19.6		3.8	12.5	2.2	12.1	30.6		70.1		

※調査方法…「2校時もしくは5校時に28℃以上の測定結果である日」を1日として集計

※一貫校整備後順位…穂波東校は一貫校建設地である平恒小の3年間計66日をもとに順位付けした。

(2) 学校室温調査結果の考察

各学校の平均学校室温数で順位をつけたが、年度ごとにばらつきがあり、特に常態として暑い校舎というのはなかったものの、平成29年度で閉校予定の穂波東中学校のみ調査期間中ほとんどの日が学校室温が28℃を越え、特に暑い学校といえる。また、八木山小学校については、市内で最も標高の高いところに所在することから、28℃を越える日数が他校に比べて少なかった。3か年合計で28℃を超えた日を学校別に比較すると、小学校では潤野小学校の93日が最多で八木山小の31日が最少となり3倍の差が見られる。また中学校では、最多は穂波東の88日に対し、鎮西中の47日が最少で、約1.9倍の差が見られる。

3 設置にあたっての基本方針

設置にあたっては、飯塚市校長会の意見や他自治体の例を参考に、以下のような方針を基本に進める。

(1) 設置する教室

今回、空調設備を設置する教室は、普通教室、特別支援学級、特別教室のうち音楽室とする。

- ① 普通教室の空調設備設置室数は、学級数推計により6年以内のクラス増加が予測される場合、増加後のクラス数に設置する。なお、特別支援学級を設置していない学校でも特別支援学級用として1室に設置する。
- ② 特別教室のうち音楽室は、窓を閉め切ることで防音効果が期待できるため、普通教室と同時に設置する。

(2) 設置工事の効率化・設置費用の縮減

事業手法としては、直接公共が整備する従来型の施工方式(直接施工方式)またはリース方式が考えられるが、リース方式は設置後の空調設備等がリース会社の所有となることから、国の交付金を得ることができない。このため、国の交付金対象事業に該当することができ、また工事費の効率的活用および設置費用縮減の観点から、直接施工方式による学校単位での設置とする。

(3) 教育活動に支障がないような工事期間

教室内に設置するため、授業に支障が出ないよう、夏季休業期間中に工事を行うことを基本とする。このことから、工事の発注期間を考慮し、前年度までに、小中一貫校は実施設計を、その他の学校は基本・実施設計を行う必要がある。

(4) 空調方式

空調方式は、「中央方式」と「個別方式」の2つに大別される。「中央方式」と「個別方式」の違いを一言でいえば、中央方式は、「熱源が集中して設置される方式」であり、個別方式は、「熱源が分散配置される方式」となる。このうち「中央方式」は、中央に大きな機械室を設ける必要があり、既存の学校施設に新たに大きな機械室を設けることは困難であるので、空調方式は個別方式とする。また熱源として電気を用いるものとガスを用いるものがあり、最近では冷媒を使って冷暖房を行うことから、省エネ効果の高いヒートポンプ方式が主流であり事実上の標準仕様となっている。小中一貫校については既に電気を熱源として基本設計済であるが、その他の学校については原則、熱源は電気とするが、基本設

計にて、都市ガス供給等ライフラインの状況、受電設備の容量、校舎の配置を調査して、ランニングコスト、維持管理の難易度および設置に係る費用などを検討して決定するものとする。なお電気式とガス式について、熱源の配置方法である中央方式と個別方式などのシステムの考え方に大きな違いはない。

以下の表2に空調設備（ヒートポンプエアコン）の一般的な特徴を示す。

【表2】ヒートポンプエアコンの一般的な特徴

方式・熱源	ガスエンジン ヒートポンプ（GHP）	電動ヒートポンプ （EHP）	氷蓄熱式電動ヒート ポンプエアコン（IHP）
概要	圧縮機をガスエンジンにより駆動する（冷暖房の仕組みはEHPと同様） 燃料にはガス（都市ガス、LPガス）を使用する	電動機により圧縮機を運転し、冷媒を圧縮・液化、放熱、膨張・気化・吸熱循環させて冷暖房を行う	安価な夜間電力を利用して蓄熱槽に夏期は氷を、冬期は温水を蓄え、昼間は蓄熱槽に蓄えられた氷（温水）を利用して冷暖房を行う
環境負荷	設置条件及び使用状況及び計算方法により異なるため一概にはいえない		
導入費用	比較的安価		GHP、EHPと比較しやや高価
導入時の留意点	EHPに比べるとやや荷重が大きいLPガスの場合は燃料の貯蔵場所が必要	比較的機器の荷重が小さく設置場所の選定が容易 通常、新たな受変電設備が必要	ヒートポンプの他に蓄熱ユニットがあり荷重が大きい夜間蓄熱時に室外機が稼働するため、騒音・振動に対する留意と受変電容量の増強が必要
運用費用	専用の契約制度により比較的安価	運転方法にもよるが、契約電力量の増加により比較的高価	夜間電力や専用の割引制度により比較的安価 マルチタイプの場合割引適用のためには個別メーターの設置が必要
運転操作・保守	操作性は他と同様エンジン部分の定期的なメンテナンスが必要	操作性はGHPと同様メンテナンスは必要だが比較的容易	

4 優先順位の考え方

つぎに優先順位の検討にあたって考慮すべき点について考察する。優先順位の検討にあたって考慮すべき考え方には、以下のようなものがある。

(1) 学校室温調査の状況からの優先性

学校室温調査結果を踏まえ、室温が高い学校を優先して空調設備を設置する。

(2) 配慮を要する児童、生徒への対応

配慮を要する児童、生徒への対応については、次の点を考慮すると、小学校より中学校の方が優先順位が高いと考えられる。

- ①小学生は自由服であるが、中学生は制服なので、衣服による体温調節を行うことが困難である。
- ②小学生に比べて中学生の方が、在校時間が長時間である。
- ③教科担任制をとる中学校では、学級担任制をとる小学校に比べ、教室内の温度に応じて臨機応変に授業内容の変更や実施場所の変更を行うことが困難である。

(3) 供用開始前による新規建設校舎の優先性

小中一貫校飯塚鎮西校(仮称)については、現在新校舎を建設中である。この時期は児童生徒が在籍しないため他校のように児童生徒のいない夏季休業期間中に工期を設定する必要がなく、実施設計と同一年度に空調設備工事を実施することが、供用開始後に再度空調工事を実施するより効率的である。

(4) 有利な財源の活用による計画の前倒し

今後、国の施策等により有利な財源の活用が見込める場合は、計画の前倒しを検討する。上記のような考え方に基づき、設置スケジュールを検討することとする。

5 設置スケジュール

設置工事前に設計業務を実施する必要があることから、平成29年度は30年度に設置工事を予定している4校の設計業務と小中一貫校鎮西校(仮称)の設計業務及び設置工事を予定しているため、事業期間を平成29年度から平成34年度までの6年間に設定している。この期間に小中学校21校、小中一貫校4校の普通教室365室、特別支援学級57室、音楽室33室に空調設備を順次設置していく。前述の「3 設置にあたっての基本方針」および「4 優先順位の考え方」に基づき、設置学校の順序については、次頁の表3に記載するとおりとする。総事業費は約15億4千万円を見込んでいる。

なお、設置にあたり有利な財源等の活用が可能となる場合は、計画を前倒しして早期設置に努める。

【表3】飯塚市立小・中学校 空調設備整備計画

設置年度	学校名	今回整備する教室				計
		小学校	中学校	特別支援学級	音楽室	
平成30年度	小中一貫校飯塚鎮西校 (仮称)	24	9	4	2	39
	飯塚第一中学校		23	2	2	27
	穂波西中学校		12	1	1	14
	小中一貫校幸袋校	19	8	8	2	37
	二瀬中学校		10	1	2	13
	計	43	62	16	9	130
平成31年度	小中一貫校顛田校	12	6	4	1	23
	小中一貫校穂波東校 (仮称)	26	10	4	2	42
	筑穂中学校		7	1	1	9
	飯塚第二中学校		9	3	2	14
	庄内中学校		9	2	1	12
	計	38	41	14	7	100
平成32年度	庄内小学校	19		4	1	24
	伊岐須小学校	22		3	1	26
	菰田小学校	6		1	1	8
	片島小学校	18		1	2	21
	立岩小学校	22		2	2	26
	計	87	0	11	7	105
平成33年度	飯塚東小学校	14		3	1	18
	飯塚小学校	9		2	1	12
	若菜小学校	14		2	1	17
	高田小学校	6		1	1	8
	上穂波小学校	12		1	1	14
	計	55	0	9	5	69
平成34年度	鯉田小学校	12		3	1	16
	椋本小学校	13		1	1	15
	大分小学校	6		1	1	8
	内野小学校	5		1	1	7
	八木山小学校	3		1	1	5
	計	39	0	7	5	51
合計		262	103	57	33	455

※設置年度は、空調設備が設置される年度のこと

6 空調設備利用に当たっての取り決め事項

空調設備の取り扱いについては、設置されるまでの間に検討会を設け、別に「空調設備取扱要領」を定める。

7 今後の検討事項

空調設備の導入後の空調設備の取り扱いについては、前述の「空調設備取扱要領」を定め運用していくこととする。実際の空調設備の運用方法とともに空調設備の導入にあたり検討や対応を要する課題として、以下のようなものが考えられる。

(1) 暑さに負けない力の育成

児童生徒には、暑さに負けないで運動や遊びをする体力や運動に親しもうとする態度をはぐくみ、生涯にわたって健康に過ごしていくための基礎的素養を身につけてもらうことも重要である。

そのため、空調設備を整備した後は、使用する時間帯や空調温度を適切に設定するとともに、あわせて運動や遊びを奨励し、健康な身体や体力の向上に向けた取り組みを推進していくこととする。

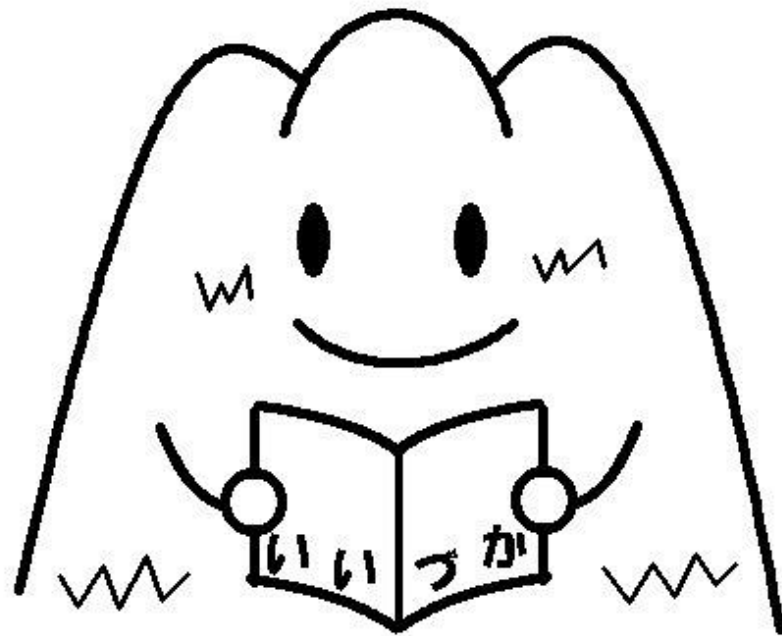
(2) 夏季休業期間の検討

空調設備が整備されることにより、夏季休業期間における授業時数の確保等について、今後検討していく。

(3) ランニングコストの削減

空調設備使用により、教室1室当たり年間で電気基本料金が約87千円、使用料が約20千円と見込まれ、毎年のランニングコストは、保守点検費を含め総額で約55,000千円となる見込みである。そのため、別紙の空調設備取扱要領を定め、空調設備の運用方法を工夫することにより節電に取り組み、ランニングコストの削減を図る。

飯塚市子ども読書活動推進計画 (改訂版)



飯 塚 市
平成29年3月

はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く「生きる力」を身に着けていく上で欠くことのできないものであります。

近年、携帯電話・スマートフォン等の様々な情報メディアの普及により、子どもたちの生活環境やライフスタイルが急激に変化し、読書離れや活字離れが大きな問題となっています。

国においては、子ども読書活動を社会全体で支援するため、平成13年に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動の推進に取り組むことになりました。

福岡県においては、平成28年8月に「福岡県子ども読書推進計画（改訂版）」を策定し、様々な子ども読書活動の推進に関する事業を展開しています。

飯塚市においても、平成22年10月に「飯塚市子ども読書活動推進計画」を策定し、3つの基本方針を掲げ、家庭・地域・学校・行政が一体となって子どもの読書活動を推進し、それぞれの役割を明らかにし、連携・協力を図りながら様々な取組を進めてきたところです。

このたび、これまでの成果と課題を踏まえ、効果的な子どもの読書活動を推進するため「飯塚市子ども読書活動推進計画」の改訂を行いました。本計画は、これまでの基本方針を継承しつつ、読書活動を通して読解力や想像力等を身につけ、「かしこく」「やさしく」「たくましい」飯塚市の子どもを育てるための基盤を形成するものとなります。

引き続き、この計画を基に、本市のすべての子どもたちによる読書活動が今後ますます充実したものとなるよう積極的に事業の推進に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にご尽力いただきました飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見を頂戴いたしました皆様に対し深く感謝いたします。

平成29年3月

飯塚市長 片 峯 誠

目 次

序章 これまでの取り組みの成果と課題(平成23年度～27年度)	1
1 5年間の取り組みの成果	
2 今後の課題	
第1章 飯塚市「子ども読書活動推進計画」(改訂版)をつくるにあたって	4
1 はじめに	4
(1) 国と県の動向	
(2) 「子ども読書活動推進計画」(改訂版)策定の意義	
2 計画策定の基本的な考え方	5
(1) 計画の位置づけと性格	
(2) 計画の3つの柱	
(3) 計画の期間	
第2章 飯塚市の「子ども読書活動」の現状について～実態調査から～	7
1 飯塚市の未就学児の子ども読書活動について	7
(1) 家庭・地域での現状について	
(2) 保育所・認定こども園の現状について	
(3) 図書環境について	
2 飯塚市の小・中学校児童・生徒の読書意識について	8
3 小・中学校の学校図書館の現状について	10
(1) 小学校の学校図書館の現状について	
(2) 中学校の学校図書館の現状について	
4 市立図書館の利用状況について(平成26年度図書館利用統計から)	11
5 飯塚市の事業実施状況について(子ども読書活動関連事業調査から)	12
第3章 子どもの読書活動の推進に向けて	14
基本方針 I 家庭・地域・保育所・認定こども園等・学校・図書館における子ども読書活動推進	
1 家庭・地域における読書活動の推進	14
(1) 家庭・地域などの役割	
(2) 今後の取り組み	

2 保育所・認定こども園における読書活動の推進	15
(1) 保育所・認定こども園等の役割	
(2) 今後の取り組み	
3 学校における読書活動の推進	15
(1) 学校(小・中学校)での役割	
(2) 今後の取り組み	
4 市立図書館における読書活動の推進	17
(1) 市立図書館の役割	
(2) 今後の取り組み	
5 飯塚市子ども読書活動推進計画に向けて(実施体系)	20
基本方針Ⅱ 市立図書館及び学校図書館、ボランティアの連携・協力	22
基本方針Ⅲ 子ども読書活動に関する理解のための啓発	23
第4章 より良い計画推進のために	24
◎ 資料編	
用語解説	25
関係法令	28
アンケート調査	31
小・中学校児童・生徒調査	31
飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会規則	38
飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿	39
飯塚市子ども読書活動推進計画策定の経緯	39

序章 これまでの取り組みの成果と課題(平成23年度～27年度)

1 5年間の取り組みの成果

(1)家庭・地域における読書活動の推進

①ブックスタート事業の充実

穂波・庄内の2会場で実施しています。26年度は絵本を受け取った赤ちゃんは1,155人中1,131人で、実施率は98%です。ボランティアが年間延べ100人以上が参加しており、ボランティア講座も毎年行われています。

また、市報、ホームページ、チラシ配布やポスター掲示等で事業の周知やボランティア募集を行っています。

②お話し会・読み聞かせ事業の充実

全子育て支援センターで読み聞かせが行われています。絵本の貸し出しは3施設から全施設実施と増えています。

児童センターでの読み聞かせも継続して全施設で実施されています。26年度行った飯塚市立図書館5館のお話し会は、158回、1,304人の参加がありました。ブックスタートで図書館利用や絵本の紹介やおはなし会のチラシを配布しています。

③家庭への子ども読書活動の啓発

ブックスタート事業で保護者に絵本を手渡し、子どもと絵本を開く楽しさを伝えています。乳幼児向けのお話し会をフォローアップ事業として実施しています。

(2)保育所・認定こども園における読書活動の推進

①お話し会・読み聞かせの充実

近年、保育所の民間委託や認定こども園への移行に伴い、27年度は保育所は5園、認定こども園は3園となっています。本の読み聞かせや絵本の貸し出しは全施設で実施しており、本の読み聞かせは毎日行っています。

②絵本・読書スペースの充実

図書コーナーは全施設にあります。また、すべての施設において職員間で園内研修や外部研修に参加し、スキルアップに取り組んでいます。

③保護者への子ども読書活動の啓発

園日よりクラスだよりで子どもの好きな本の紹介や読み聞かせの仕方について保護者にお知らせしています。また子どもが選んだ絵本の貸し出しを行い、保護者が家庭で読み聞かせをする活動の推進を行っています。

④お話し会への保護者の参加・ボランティアとの連携・協力

お話し会への保護者の積極的な参加を呼びかけ、子どもたちに絵本の楽しさを伝えるために、読み聞かせやお話し会を行っているボランティアと連携・協力し読書活動を推進しています。

(3)学校における読書活動の推進

①読書活動の推進

一斉読書活動や図書館だより、資料紹介は小学校・中学校ともに全校で行っています。読み聞かせ・ブックトークは小学校22/22校、中学校6/10校、子ども読書の日関連事業実施は小学校全校で、中学校9/10校、図書館利用については計画的指導が行われています。

②学校図書館の環境整備・充実

子どもが自由に読書活動を楽しみ、創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こせるよう、書架の配置も工夫し、図書館だより等で年齢にあった本の紹介などを行っています。

③図書館運営の向上と図書館担当職員の人材育成

全小中学校に各1名の学校司書が配置されています。学校司書の研修を行っています。

④情報化の推進

平成25年度より全小中学校で電算処理ができるようになっていきます。

⑤保護者、ボランティアとの連携・協力

読み聞かせ・ブックトーク実施校は、小学校においては23年度10/22校が26年度22/22校に、中学校においては、23年度2/10校が26年度6/10校に増えています。学校司書や教師以外にも保護者やボランティアによる読み聞かせが行われています。26年度のボランティア・保護者の参加は、小学校20/22校、中学校は1/10校です。

⑥市立図書館との連携

図書館見学や職場体験の受け入れを継続して実施しています。26年度は、団体貸出数23校(小学校21校、中学校2校)16,245冊、職場体験は8校、職場見学は12校です。

(4)市立図書館における読書活動の推進

①資料・施設の充実

庄内図書館では調べ学習用の児童書の収集・整備を重点的に行っています。選書にあたっては、常に豊富な資料、情報を維持・提供しています。学校への選書支援リスト、教科書単元学習支援(関連図書のリスト)を継続して配布していきます。

②情報化の推進

市立図書館の5館はシステムで連携しています。各館に利用者検索端末を設置しています。市立図書館のホームページを開設し、情報を提供しています。

③年齢に応じた資料の提供サービスの充実

ホームページに10代向けのコーナーを作り、本の紹介など中高生に向けての情報を掲載しています。

④図書館各種事業の充実

お話し会、読書クイズ大会、スタンプラリー、図書館まつり、工作教室、映写会等の他に24年度から科学イベント(サイエンスモール)を開催しています。

⑤特別な支援を必要とする子どもの支援

市立図書館では点字・拡大・録音資料の収集・提供を行っています。

⑥学校との連携支援

団体貸出や特別貸出の支援をしています。団体貸出は小学校の利用は増えていますが、中学校の利用は少ないです。庄内小学校との連携で図書館を使った調べる学習の支援に取り組んで成果を上げています。

⑦外国語を母国語とする帰国児童生徒等の読書活動支援

図書館のホームページの多言語化を検討しています。

⑧専門的人材の育成・配置

ボランティア養成講座やスキルアップ講座を市立図書館で開催しています。図書館スタッフの研修参加、内部研修を実施しています。

⑨ボランティアとの連携・支援

年4回図書館ボランティアの交流会を開催し、情報交換をおこなっています。近隣市町のブックスタートボランティア交流会も行われています。

2 今後の課題

(1)家庭・地域における読書活動の推進

①ブックスタート事業やお話し会等を充実させ、子ども読書の大切さを啓発し、読み聞かせなど本に触れる機会が継続的に行われるよう働きかけていきます。

(2)保育所・認定こども園における読書活動の推進

①施設と市立図書館との連携を図り、特別貸出制度の紹介や普及を進め、多くの読み聞かせを実践していきます。

②ボランティアと連携・協力し、読書活動を推進していきます。

③園だよりやクラスだよりで本の紹介等を行い、家庭や親子で読書を親しむ機会が増えるように継続した啓発をしていきます。

(3)学校における読書活動の推進

①学校図書館での書架の配置や資料の充実等整備を推進していきます。

②市立図書館と連携して、団体貸出や特別貸出を活用していきます。

③学年が上がるにつれ不読率が上がっています。年齢にあった本の紹介など子どもが本を選びやすい学校図書館環境の整備を行っています。

(4)市立図書館における読書活動の推進

①市立図書館では、各種事業等を充実して読書活動の推進に繋げていきます。

②ボランティアとの交流を図り、情報交換を行っています。

③特別な支援を必要とする子どもの支援を行っています。

第1章 飯塚市「子ども読書活動推進計画」(改訂版)をつくるにあたって

1 はじめに

(1)国と県の動向

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律で子どもの読書活動の推進に関する基本理念¹⁾が定められ、国や地方公共団体の責務として「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的に推進を図ることになりました。国では、平成14年8月に「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」(第一次)が策定され、平成20年3月に第二次計画、平成25年5月に第三次計画が策定されています。

(基本理念)¹⁾

第2条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月12日法律第154号)

県においては、平成16年2月「福岡県子ども読書推進計画」を策定しました。平成13年～21年には、青少年アンビシャス運動において「本のわくわく探検事業」を実施しました。平成22年3月には「福岡県子ども読書推進計画」の(改訂)が行われ、平成23年～25年には、「小学生読書リーダー活動推進事業」を実施し、3年間で県内589校、1,180名の読書リーダーを輩出しました。平成27年からは、「家庭での読書(うちどく)」の推進、中学生読書活動サポーター養成事業を実施しています。

平成28年8月に「福岡県子ども読書推進計画」(改訂版)が策定されました。

(2)「子ども読書活動推進計画」(改訂版)策定の意義

現在、子どもたちを取り巻く生活環境・読書環境は大きく変化しています。スマートフォンへの移行がもたらす社会のライフスタイルの変化は著しく、とりわけ読書環境は、平成23年ごろから大きな変化が認められます。急速に普及しているスマートフォンは、全世代において余暇の利用にも大きな変化をもたらし、これまで身近な存在であった「お気に入りの本」にとってかわろうとしています。子どもたちへの影響はさらに大きく、その利用の低年齢化が活字離れ、読書意識の低下を助長することが危惧されます。(総務省の統計データ「平成27年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」他)

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにして、人生をより深く充実させ、「生きる力」を身につけていくうえできわめて重要なものです。読書することにより、子どもは今までとはまた異なる広い世界を知り、新たな発見や感動、自分なりの考えを持つということを体験していきます。そして、その体験によって、子どもは視野を広げ、柔軟かつ偏向のない自分の考えや判断力を培い、豊かな感情や心を育てていきます。

本市では、平成22年10月に「飯塚市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・学校・地域などで子どもがそれぞれの発達段階に応じた読書活動ができるよう、子どもの読書環境づくりを進めてきました。この計画の基本目標を継承し、当初計画の成果や課題を検証し計画の改訂を実施することになりました。

2 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画の位置づけと性格

子どもの読書活動の推進は、単に施設を充実する、人を増やすといった観点ではなく、「子どもの読書環境」の充実・強化にむけ、子どもの成長段階に応じた目標を示し、長期的、計画的に取り組むことが必要です。読書は飯塚市学校教育プランに示す「かしこく」「やさしく」「たくましい」飯塚市の子どもを育てるための基盤を形成するものとなります。「学校」や「図書館」あるいは「子育て支援部署」だけが単独で担うという認識ではなく、各部署が読書や子育てに関わるボランティアや地域活動とも連携し、家庭・地域・学校等の市全体的な子ども読書活動の充実・強化に取り組まなければなりません。この計画は、本市が「子どもの読書活動」を推進していくうえで基本となる考え方や方向性を示すものです。また、第1次飯塚市総合計画(平成19年9月)で示されている「就学前教育を含む教育環境の整備や充実」「地域の子どもは地域で守り育てていくという意識の形成と豊かな心を育む教育の推進」などの施策方針や、飯塚市子ども・子育て支援事業計画(平成27年3月)の基本的視点に沿って取り組みます。

(2) 計画の3つの柱

飯塚市では子ども読書活動推進のため、次の3つの基本方針を掲げ、取り組みます。

(3つの基本方針)

- 1 家庭・地域・保育所(園)・認定こども園等・学校・図書館における子どもの読書活動の推進
- 2 市立図書館及び学校図書館、ボランティアとの連携・協力
- 3 子ども読書活動に関する理解のための啓発

子ども読書活動を推進していくうえで重要なことは子どもが読書を好きになることです。読書好きの子どもを育てるには、発達段階に応じた適切な本との出会いが不可欠であり、優良な本との出会いは子どもたちの読書意欲を湧かせます。子どもが「いつでも」「どこでも」本に接することができ、子どもに本を手渡す人がいる環境や、子どもが自主的に

読書活動に取り組むことができるよう、あらゆる場所においても読書環境の整備に努めます。

(3)計画の期間

「飯塚市子ども読書活動推進計画」の期間は平成29年度から5年間の基本方向を示すものです。市内における取り組み・事業内容については、子どもの読書をめぐる状況を踏まえて、必要に応じて見直していきます。

平成	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年
推進 計画	推進計画実施（5年間）					次期推進計画実施					
	（見直し）										

第2章 飯塚市の「子ども読書活動」の現状について

～実態調査から～

1 飯塚市の未就学児の子ども読書活動について

(1)家庭・地域での現状について

飯塚市では平成20年8月から4ヵ月 児検診の場を利用して、赤ちゃんとその保護者に本を読む楽しさや本を通して親子でふれあうきっかけづくりのために本を手渡す「ブックスタート^{※1}」を行っています。平成27年3月までに、これまで8,598人(96.4%【対象者8,916人】)の赤ちゃんとその保護者に絵本を手渡してきました。これは飯塚市立図書館とブックスタートボランティア、また保健センターの協力により実施しています。ブックスタートでは、たくさんのお子さんに絵本を配ることができ、一人ずつボランティアが丁寧に対応して絵本の良さを伝えています。ブックスタートの初回にかかわった赤ちゃんがもう小学生になりました。

しかし、ブックスタートの目的が徐々に広がっている一方で年齢が上がると本を読まない子どもが増えています。家庭や親子で読書に親しむ機会が増えるような啓発の工夫が課題です。

市内5ヵ所にある子育て中の家庭を支援する施設「子育て支援センター」では、全ての施設で絵本や紙芝居などの読み聞かせ^{※2} 及び保護者への絵本の貸し出しを行っています。一部では読み聞かせなどのボランティアの参加もみられます。絵本の蔵書数も200～500冊と増加しています。市立図書館の特別貸出^{※3} を利用するなど絵本を使った子育て支援を継続して行っています。子育て支援センターには親子で来所されることが多いため、保護者に絵本の大切さを伝える機会も多いと思われます。

(2)保育所・認定こども園の現状について

就学前の子どもの読書環境についての様子を把握するため、施設での調査を行いました。

市立保育所や認定こども園では全部の施設で絵本や紙芝居などの読み聞かせが毎日行われています。また、全ての施設で保護者に対する絵本の貸し出しも行っています。絵本の貸し出し時に、施設によって名称は異なりますが、「絵本ノート」など子どものつぶやきや感想を保護者に記入してもらいなど、保護者とのコミュニケーションを図りながら、家庭での読書活動を推進する取り組みやおたよりなどで絵本の紹介などをする取り組みを継続して行っています。また、お話し会などを通して絵本の大切さを保護者に伝えています。読み聞かせボランティアが4施設で読み聞かせに参加しています。

(3)図書環境について

認定こども園・保育所・子育て支援センター(5ヵ所、うち委託4ヵ所)では、絵本などの読み聞かせが毎日行われ、絵本の大切さを伝える取り組みが行われています。各施設での絵本の蔵書数については、1000冊以上の施設が5ヵ所、500冊以上が2ヵ所、500冊未満が6ヵ所となっています。

また、市立図書館からの特別貸出を12施設が利用しています。

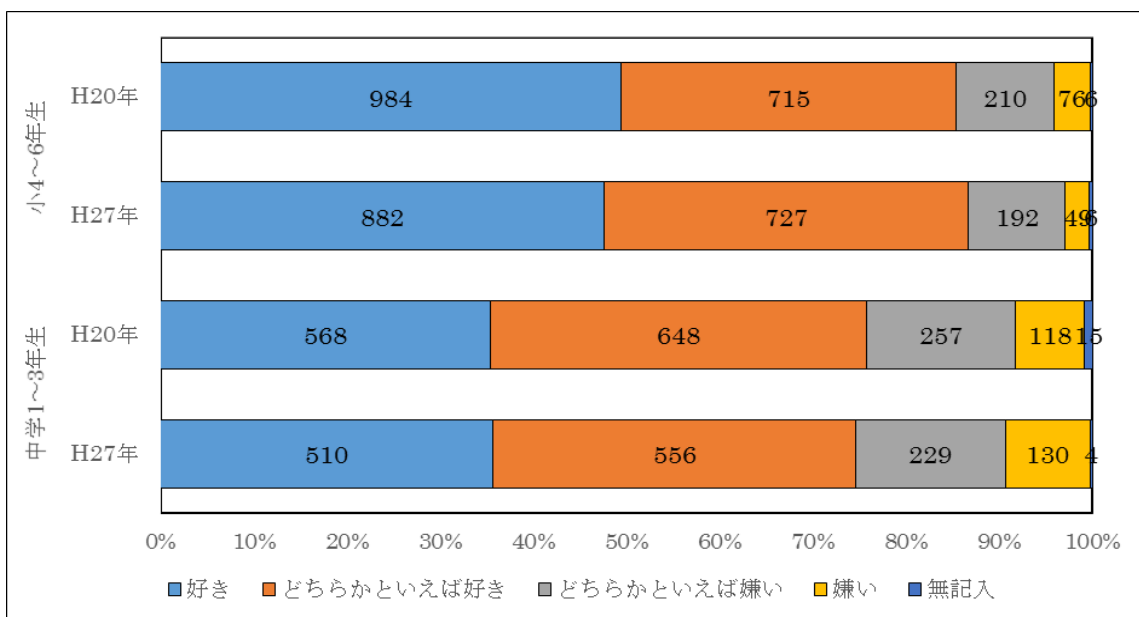
2 飯塚市の小・中学校児童・生徒の読書意識について

小・中学校児童・生徒の読書の様子を把握するため、飯塚市では平成28年1月に市立小学校22校中10校(対象児童数4年生～6年生の1,864人)、同中学校10校中6校(全学年対象1,456人)の読書調査を実施しました。

その中で「本を読むのが好き」もしくは「どちらかという好き」と答えた小学生が前回調査の平成20年では85.3%に対し、今回は86.3%、中学生は前回75.7%が73.2%となりましたが、平均しても80.5%と前回同様高い数値を示しています。

平成23年ごろから携帯電話・スマートフォンが普及し、余暇の利用がいままで読書であったものが携帯電話・スマートフォンに変わってきています。また子どもを取り巻く環境も変化しています。

【質問】あなたは、本を読むのは好きですか。



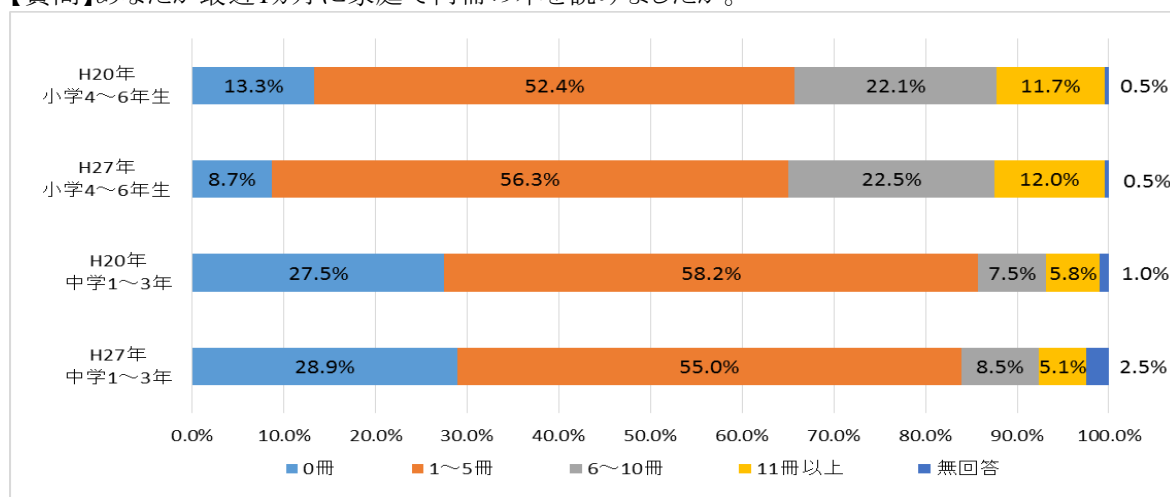
また、「あなたは最近1ヵ月に家庭で何冊の本を読みましたか。」という質問には、小学生で「1～5冊」が前回調査の平成20年では52.4%に対し、今回は56.3%、次に「6～10冊」が前回22.1%に対し、今回22.5%、「11冊以上」も前回11.7%に対し、今回12%となっています。わずかに増加していますが、「0冊」が8.7%あり、本を「読まない」小学生も前回調査より減ったもののまだまだ読まない小学生がいることがうかがえます。

中学生の傾向は「1～5冊」が前回調査では58.2%に対し、今回55.0%と小学生より減少していますが、「6～10冊」は前回7.5%に対し、今回8.5%とわずかに増加しています。「11冊以上」は前回6.8%に対し、今回6.1%と減少し、一方「0冊」は前回27.5%に対し、今回28.9%と小学生の3倍以上となっています。中学生になると読書量の減少や本を読まない中学生の増加傾向がうかがえます。

毎年、実施されている学校読書調査^{※4}(2015年6月)の全国値と比較すると、市内児童・生徒の1ヵ月の平均読書冊数は、小学生が6.0冊(全国値11.2冊)、中学生で3.1冊(同4.0冊)となり、学年(学種)が上がるにつれて減少する傾向にあり、全国の状況とほぼ同じです。ただ、中学生の読書量は全国比でやや下回る程度ですが、小学生では約半分になっています。また、「小・中学校児童・生徒調査」でみる市内児童・生徒の不読者の割合でも、小学生で8.8%(全国値4.8%)、中学生29.5%

(同13.4%)となり、小・中学生ともに全国平均のほぼ2倍になっています。

【質問】あなたが最近1ヵ月に家庭で何冊の本を読みましたか。



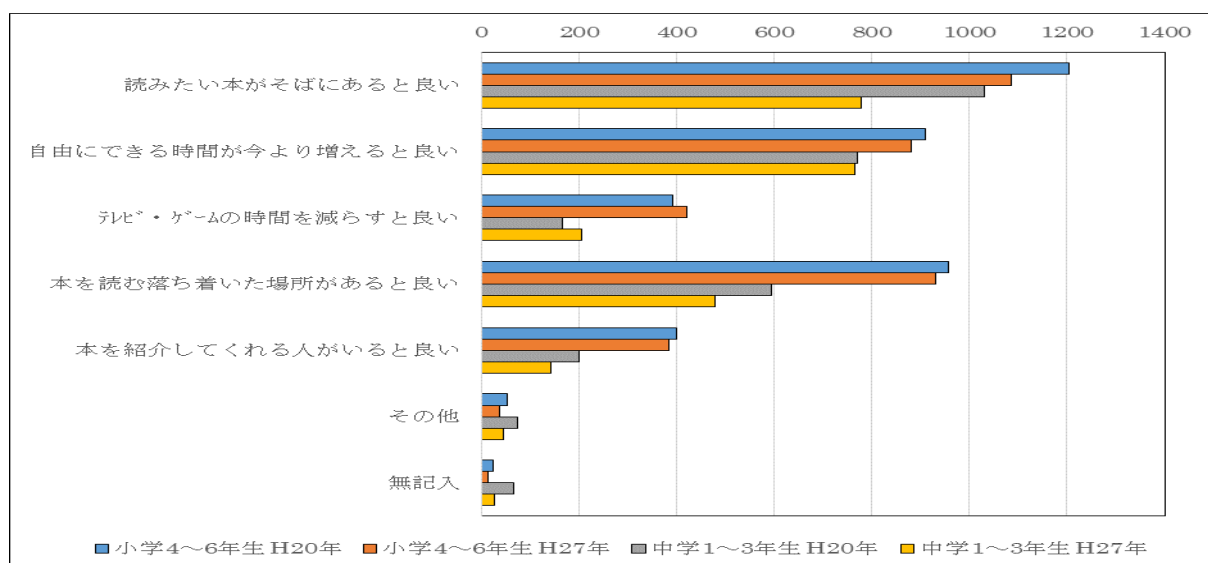
「あなたは、どうすれば今までより、たくさん本が読めるようになりますか。」という問いでは、小学生は「読みたい本がそばにあると良い」が最も多く、次に「本を読む落ち着いた場所があると良い」、「自由にできる時間が今より増えると良い」、「本を紹介してくれる人がいると良い」など家庭・学校・地域での読書環境の充実を期待する傾向が強いです。また、「テレビ・ゲームの時間を減らすと良い」と考える小学生もいるようです。

中学生でも「読みたい本がそばにあると良い」が最も多い、小学生と同様の結果ですが、「自由時間が今より増えると良い」が2番目に多く、読書に限らず自由に好きなことができる時間的な余裕が少ないと考えている中学生が多いと思われます。

平成26年度に中学校の生徒会が携帯・スマホに頼った生活がおかしいのではないかと気づいて、市内10校の生徒会が集まって携帯・スマホ宣言というのを作って自分たちで自主的なルールを作っています。PTA連合会でも携帯・スマホの親としての宣言を出しています。

このようなことから本の紹介の仕方(現行のポップやブックトーク)の充実や図書館だけでなく、学校や家庭のノーTV・ゲームの日等の働きかけをしたり、読書環境の整備が望まれます。

【質問】あなたは、どうすれば今までより、たくさん本が読めるようになりますか。(複数回答)



3 小・中学校の学校図書館の現状について

学校図書館の現状を把握するため、平成28年1月にすべての市立小学校(22校)と中学校(12校)の図書館調査を実施しました。

(1)小学校の学校図書館の現状について

全ての小学校に学校司書^{※5}が配置されております。全ての市立小学校の学校図書館は毎日開館しています。図書館活動としては、全ての小学校で図書館だよりを発行しており、図書資料の紹介も継続して行っています。

小学校で実施されている読書活動としては、頻度は異なりますが全ての小学校で一斉読書を行っており、学校司書や教員、もしくはPTAやボランティアによる、「読み聞かせ」や「ブックトーク^{※6}」が行われています。また読書週間^{※7}・子ども読書の日^{※8}にちなんだ読書啓発や、図書館まつり、図書委員会活動、朝の読書時間など、子どもの読書活動が継続して行われています。

また、学校図書館の利用等の計画指導や、教師の推薦図書の紹介、資料教材の活用、公立図書館の利用等の計画指導、独自の課題図書リスト作成による読書指導が継続して行われています。

施設一体型の小中一貫校では中学校の図書委員による小学生への読み聞かせ活動なども行われています。

学校図書館の資料の整備状況については、文部科学省が行った平成27年度「学校図書館の現状に関する調査」によると、市立小学校のうち学校図書館図書標準^{※9}の充足率(各学校における学校図書館図書基準に基づく蔵書冊数の達成割合)を充たしている学校は22校中11校(50.0%)で、全国平均の60.3%、福岡県平均の65.3%と比べると低い状況にあります。しかし、学校図書館図書標準を充たしていない学校もありますが少しずつ改善しています。

【小学校図書館調査による主な活動】

- 図書館だより(月刊19校、学期刊2校、旬刊1校)
- 図書館資料紹介(随時11校、定期的11校)
- 読み聞かせ・ブックトーク(実施22校、未実施無し)
担当者(学校司書19校、教職員6校、図書委員1校、ボランティア6校、保護者・PTA5校)【複数回答】
- 一斉読書活動(実施22校)
回数(毎日14校、週1回4校、週2回2校、週3・週4が各1校)
- 学校図書館の地域開放(1校)

(2)中学校の学校図書館の現状について

中学校でも同様に、全ての市立中学校に学校司書が配置されており、毎日図書館を開館しています。また、全校で終日開館され、利用環境が改善しています。図書館活動としては図書館だより

の発行、図書資料の紹介が全校で行われています。

学校図書館の読書活動としては「全校」、「特定の学年」の違いはありますが、一斉読書活動は全ての中学校で行われています。また、朝の読書時間や、子ども読書の日になんだ読書啓発や、図書館まつり、文化祭での図書紹介など継続して取り組み、学校司書・ボランティア等による読み聞かせについては6/10校の実施となり、前回より2校増えています。中学生による小学校への読み聞かせ活動なども取り組まれています。

小学校同様、学校図書館の利用等の計画指導や教師の推薦図書の紹介、資料教材の活用、公立図書館の利用等の計画指導、独自の課題図書リスト作成による読書指導が継続して行われています。

学校図書館の資料の整備状況については、文部科学省が行なった平成27年度「学校図書館の現状に関する調査」によると、市立中学校のうち学校図書館図書標準の充足率を充たしている学校はわずか10校中2校(20.0%)で、全国平均が50.0%、福岡県平均が59.8%と中学校において低い状況が伺えます。しかし、学校図書館図書標準を充たしていない学校もありますが、少しずつ改善しています。

【中学校図書館調査による主な活動】

- 図書館だより(月刊9校、旬刊1校)
- 図書館資料紹介(随時4校、定期的6校)
- 読み聞かせ・ブックトーク(実施6校、未実施4校)
担当者(学校司書5校、ボランティア1校、図書委員2校)【複数回答】
- 一斉読書活動(全校一斉で実施10校)
回数(毎日9校、読書週間1校)
- 学校図書館の地域開放(0校)

4 市立図書館の利用状況について(平成26年度図書館利用者統計から)

市立図書館の利用状況を見てみますと、年齢別登録者数では、18歳以上の大人も含めた全体の51,187人からみると、小学生にあたる「7～12歳」が8.3%、次に中学生にあたる「13～15歳」が4.8%、高校生にあたる「16～18歳」が4.7%、「6歳以下」が2.7%の順となり、全体に占める子どもの登録者数は20.6%となります。

しかし、1年間に実際に本を借りた利用者数、貸出冊数では、小学生にあたる「7～12歳」が10.5%程度、次が「6歳以下」となり4.5%程度、次に中学生となり「13～15歳」で1.5%程度、「16～18歳」が0.9%となり、全体では20%程度となっています。また利用者数、貸出冊数では中学生、高校生の利用が激減し、年齢層が上がるにつれ、図書館離れが顕著に現れています。

ただ、「6歳以下」の登録者や貸出冊数が増加していることについては、ブックスタート事業や、子育て支援施設等の読み聞かせなどの影響が良い効果となっていると考えられます。

【平成26年度図書館利用者統計より】

区分	全体(人)					合計
	うち0～6歳	うち7～12歳	うち13～15歳	うち16～18歳		
登録者数	51,187 (100%)	1,386 (2.7%)	4,254 (8.3%)	2,467 (4.8%)	2,426 (4.7%)	10,533 (20.6%)
利用者数	165,352 (100%)	7,519 (4.5%)	17,441 (10.5%)	2,492 (1.5%)	1,547 (0.9%)	28,999 (17.5%)
貸出冊数	668,042 (100%)	43,972 (6.6%)	81,712 (12.2%)	11,608 (1.7%)	5,190 (0.8%)	142,482 (21.3%)

5 飯塚市の事業実施状況について(子ども読書活動関連事業調査から)

平成26年度の飯塚市における事業実施状況について、市内公立の小・中学校、保育所、幼稚園、子育て支援センター、児童センター(館)、保健センター、市立図書館から回答を得ています。事業名称に差異はありますが、すべての施設で何らかの事業が実施されています。

【飯塚市の事業実施状況】

実施事業	主な開催場所
市内公立小学校(22校)	
読み聞かせ・ブックトーク	市内各小学校 全校
子ども読書の日(読書週間)関連事業	〃 全校
図書館見学	〃 8/22
図書館(読書)まつり	〃 12/22
一斉読書の時間	〃 20/22
図書館だより	〃 全校
新入生オリエンテーション	〃 21/22
市内公立中学校(10校)	
読み聞かせ・ブックトーク	市内各 中学校 6/10
子ども読書の日(読書週間)関連事業	〃 9/10
図書館(読書)まつり	〃 5/10
一斉読書の時間	〃 全校
図書館だより	〃 全校
新入生オリエンテーション	〃 全校
市内公立保育所(5保育所)	
お話し会・読み聞かせ	全保育所
保護者への絵本の貸し出し	全保育所
おたより	全保育所

認定こども園(3園)	
お話し会・読み聞かせ 保護者への絵本の貸し出し おたより	全認定こども園 全認定こども園 全認定こども園
子育て支援センター(5カ所)	
お話し会・読み聞かせ 保護者への絵本の貸し出し	全センター 全センター
児童センター(館)(20カ所)	
読み聞かせ	全施設
公立図書館(5館)	
お話し会 ブックスタート 子育て支援講座 子どもの読書の日(読書週間)関連事業 ・子ども読書クイズ大会 ・夏休み子ども読書スタンプラリー※10 図書館まつり・読書まつり・クリスマス会 布の絵本・おもちゃ製作講座 工作教室 上映(映写)会 小中学校への団体貸出・特別貸出 一日図書館職員体験学習 図書館を使った調べる学習コンクール参加	全図書館 市内2カ所の4ヵ月検診会場(庄内・穂波) 全図書館 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 (団体貸出は飯塚館のみ) 飯塚・ちくほ・庄内・穂波図書館 庄内図書館

第3章 子どもの読書活動の推進に向けて

【基本方針 I】 家庭・地域・保育所(園)・認定こども園等・学校・図書館における 子どもの読書活動の推進

1 家庭・地域における読書活動の推進

(1)家庭・地域等の役割

多くの家庭では核家族化が進み、親の子育てに対する考え方も多様で、子どものおかれている家庭環境は様々です。完全学校週 5 日制となっても、子どもたちは習い事や塾、ゲーム等の遊びなどに費やす時間が多く、親が子どもとともに過ごす時間も少なくなり、家庭でゆっくりと読書を楽しむ時間は減っていると言われていますが、家庭では子どもが本に親しむ機会(ノーTV・ゲームの日等)をつくり、成長段階に合わせた本を楽しみ、読書する子どもを温かく見守ることが大切です。大人が子どもと一緒に読書することを通して、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが、家庭の極めて重要な役割です。

とくに乳幼児は自分の耳で周りの音や人の声を聴き、言葉を覚え、話をし、豊かな感性と個性を育てていきます。その時期から、家庭で読書の楽しさを味わった子どもたちは、お話の楽しさを味わうために自らすすんで読書をするようになるといいます。

(2)今後の取り組み

①ブックスタート事業の充実

本市では、平成 20 年 8 月から 4 ヶ月児健診の場を活用し、絵本を贈る「ブックスタート」を実施し、図書館司書やボランティアが赤ちゃんと本を開く時間の楽しさや大切さについてアドバイスを添えて本を手渡しています。今後もブックスタートを継続し、また本を手渡すボランティアの養成にも努めます。併せて、市民へのブックスタートの周知を行い、市全体としてブックスタートへの関心をさらに高めていきます。また、読書に対する興味や関心をブックスタート事業が小中学生の読書へとどう繋げていくかというのは課題です。

②お話し会・読み聞かせ事業の充実

各地域においては、子育て支援センターや児童センター(館)などにおいて、親子で参加できる「お話し会」「読み聞かせ」が定例的に開催されています。今後もこれを継続し、早い時期から本に対する興味や関心を引き出すよう事業の充実に継続して取り組みます。

③家庭への子ども読書活動の啓発

子ども読書の大切さを啓発し、保護者への読書相談や、絵本の紹介や貸し出しを行うなど、家庭においても読み聞かせが継続的に行われるよう働きかけていきます。

また、読書を生活の中に取り入れた生活習慣の一部となるよう情報を届けます。

2 保育所(園)・認定こども園等における読書活動の推進

(1)保育所・認定こども園等の役割

保育所や認定こども園などでの読書活動については、「保育所保育指針」及び「認定こども園教育・保育要領」の中で幼児期の読書活動の大切さが指摘されています。

幼児期はたくさんの言葉を覚える時期であり、この時期に絵本に何回となく触れ、絵本の読み聞かせを楽しむことで、豊かな想像力が育まれます。そのため、保育所・認定こども園での絵本の読み聞かせはもとより、家庭との連携で保護者へ絵本の大切さや楽しさを伝え、親子のコミュニケーションや共感を深める機会として、読み聞かせを推進していくことが保育所・認定こども園の重要な役割となります。

(2)今後の取り組み

①お話し会・読み聞かせの充実

すべての保育所・認定こども園で行っている「お話し会」「読み聞かせ」を今後も推進し、子どもたちに絵本の楽しさを伝えていきます。また、保護者には「絵本の貸し出し」や「絵本・児童書の紹介」などを通じて、家庭での読み聞かせの普及を推進します。

②絵本・読書スペースの充実

絵本の貸し出しのため、絵本の充実や親子で楽しめる図書スペースの確保に努めます。また、読み聞かせの技術や保護者からの読書相談に対応できるよう保育士、保育教諭の研修など、スキルアップにて継続し取り組みます。

③保護者への子ども読書活動の啓発

保育所や認定こども園での取り組みと併せて、保護者へ「子ども読書活動」の重要性について周知を行い、家庭や親子で読書を楽しむ機会が増えるよう啓発していきます。

④お話し会への保護者の参加・ボランティアとの連携・協力

絵本の読み聞かせや読み語りをする者が、大好きな人であればあるほど、子どもの心に響くものです。子どもと一緒に読み聞かせを体験することは、保護者にとって読み聞かせの技術を習得する機会にもなるため、保護者の積極的なお話し会等への参加を呼びかけます。また、子どもたちの心をひきつけ、絵本の楽しさを伝えていくために、さまざまな手法で読み聞かせやお話し会を行っているボランティアと連携・協力し読書活動をさらに推進します。

3 学校における読書活動の推進

(1)学校(小学校・中学校)での役割

学校は子どもたちにとって一日の半分以上を過ごす、きわめて意味深い時間と空間です。子どもの発達段階に応じて、その時期にこそ楽しむことのできる図書資料を用意し、十分に読み味わう活動に導くよう、読書指導、学校図書館の運営が必要です。それを支える専門的知識をもった人材を配置し、子どもたちの読書活動への関心を高めていくことが学校の役割です。

(2)今後の取り組み

①読書活動の推進

現在、全校で実施している一斉読書活動を今後も継続し、子どもたちに本を読む機会を与え、読書の楽しさを伝えていきます。また、読み聞かせやブックトークなど読書関連事業の実施や、図書館だよりや本の紹介などを行い、学校図書館利用の計画的指導を行っていきます。

②学校図書館の整備・充実

平成 27 年度、市内小・中学校において「学校図書標準」を充たしている学校は、先述の「学校図書館の現状に関する調査」によると、小学校は 11 校、中学校でも 2 校です。また、現在各学校の蔵書を見ると、非常に古い物、傷んだ物も多く含んでおり、子どもの豊かな読書経験の機会を充実させていくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心に応える魅力的な図書を整備・充実させていくことが必要です。学校図書館においては、子どもが自由に読書活動を楽しみ、創造力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こせるよう、図書資料を充実させ、書架の配置にも工夫を凝らし、年齢にあった本の紹介など、子どもが本を選びやすい図書館環境の整備も行っています。

また各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等においても多様な教育活動を展開していくため、現在、実施されている市立図書館の学校への団体貸出^{*11}、特別貸出、県立図書館の「学校貸出図書セット^{*12}」の利用を推進し、資料の充実を図ります。

③図書館運営の向上と図書館担当職員の人材育成

学校図書館の運営にあたっては司書教諭や学校司書が中心となり運営しています。

司書教諭や学校司書が、学校図書館資料の選択・収集・提供や「子どもの読書活動」に対する指導を行うため、十分な役割が果たせるように校長のリーダーシップのもと、教職員間の協力体制を確立するなどの工夫が必要です。また、学校司書の配置を推進・継続し、司書の研修を行い、人材育成に取り組めます。

④情報化の推進

平成 20 年度において貸出・返却を電算処理している学校図書館は、小学校 1 校、中学校 2 校でしたが、現在は全ての小中学校が電算化されています。

今後は、調べ学習^{*13} や市立図書館への蔵書情報にアクセス出来るインターネット端末を配置するなどの環境整備が課題です。

⑤保護者、ボランティアとの連携・協力

平成 26 年度において読書活動の推進にあたりボランティア等の協力を得ている学校は、「学校図書館調査」によると、保護者・PTA によるものを含め「読み聞かせ・ブックトーク」で、小学校 22/22 校、中学校 6/10 校です。しかし、同調査の「読書活動」の内容に関する設問(複数選択)では、「ボランティア等による読み聞かせ」が小学校で 20/22 校となり、これは通常、教諭等が行っている読書活動に、一部でボランティアの協力・参加があったものを含んでいると考えられます。

学校と保護者、図書館ボランティアと連携し、また中央公民館の“いづか生涯学習ボランティアネットワーク事業^{*14}”など、さまざまな人材の参加を求め、読み聞かせ、ブックトーク、ストーリー

テリング^{※15} など子どもの本への興味を引き出すような工夫や、学校図書館に関する広報活動等を充実させていくことが必要です。

⑥市立図書館との連携

平成 26 年度において市立図書館との連携(図書館資料の団体貸出)を利用している学校は大幅に増加し、小学校で 21/22 校、中学校は 2/10 校となり、中学校利用校の拡大が課題といえます。学校図書館の図書の整備が十分でない現状では、今後とも市立図書館との連携、団体貸出・特別貸出の活用、情報交換が必要といえます。

4 市立図書館における読書活動の推進

(1) 市立図書館の役割

市立図書館は子どもに限らず、すべての市民に必要な資料、情報を保管し、提供する施設です。市立図書館は学校図書館とともに、子どもにとって読書に関する最も身近な施設であり、地域の情報拠点として「子どもの読書」推進の中核的な役目を担っています。市立図書館のもつ、その豊富な資料と図書館司書のレファレンスサービス^{※16}の機能を活かし、学校図書館や保育所・認定こども園など、その他さまざまな施設をサポートする役割を担っています。

(2) 今後の取り組み

①資料・施設の充実

市立図書館では、図書館司書が各分野において、なるべく子どもの年代や、読書経験に応じた本の収集・整備に努めるとともに、長年にわたり子どもたちに親しまれてきた本や、幅広い分野において子どもの興味・関心に応える本、調べ学習に役立つ本などの収集・整備に努めています。特に児童サービスの専門知識を持つ司書が選書^{※17}に携わり、常に豊富な資料、情報を維持・提供していくことが重要になってきます。

また、館内における子どもの専用空間や専用コーナーの確保、子どもが見て分かりやすい掲示など工夫に努めていますが、同一フロア内に一般の利用者もあることから、子どもの声を気にする方も多く、保護者が乳幼児と一緒にいても気がねなく、利用しやすい環境の整備が必要です。

②情報化の推進

図書館の蔵書情報については、市内の図書館全ての蔵書情報が検索でき、システムの操作方法は、子どもでも見たい本がすぐに探せるよう簡単になっています。検索システムを活用し、子どもたちが自分で本を探す楽しさを覚え、読書意欲の増加につながるよう図ります。

また、読書活動や調べ学習のサポートの一環として、インターネット用パソコンの配置のほか、子ども向け百科事典ソフトなどのデータベース導入もしています。

今後は、データベースの使い方の周知をするなど、利活用の向上を図ります。

③図書館を使った調べる学習サポート

「生きる力」を育むために、市立図書館では調べ学習をサポートしています。ルールやマナーを含む図書館の使い方の基礎を知ることから始め、図書館の仕組みを学び司書を使ったレファレン

サービスを利用することを教えています。今後は学校や学校図書館と連携し、調べ学習をサポートすることにより、子どもたちが自ら学ぶ力を身につけるサポートをします。平成 25 年度から庄内小学校と図書館が連携し、調べ学習の支援に取り組んでいます。27 年度は図書館を使った調べる学習コンクールで庄内小学校 5 年生 5 人が入賞しました。今後も本と子どもたちをつなぐという図書館本来の役割を強化していきます。

④年齢に応じた資料の提供サービスの充実

子どもの年代(乳児、幼児、少年)に留意し、乳幼児とその保護者を対象とした「絵本コーナー」や「お話し会」など、小学生の興味や好奇心に応える「読み物や書架配列、各種コーナー」、中学生や高校生の興味・関心に合った「ティーンズ(ヤングアダルト^{※18})コーナー」を設置しています。また、市立図書館のホームページにティーンズ向けのサイトも立ち上げ、情報を提供しています。今後は子どもや保護者に対して、年齢に応じた資料を提供するとともに、特に未読率の高い中・高生に対して、本や読書に関する案内や助言を積極的に行い、インターネットも活用しながら地域の読書活動に関する情報提供を行う必要があります。

⑤図書館での各種行事の充実

市立図書館では、従来から子どもを対象とする各種事業(行事)を展開しており、「子どもの読書活動」推進については実績があります。ブックスタート・子育て支援講座(乳幼児と保護者対象)、お話し会・簡単工作教室・図書館まつり(幼児・小学校低学年対象)、一日図書館職員体験学習(小学3年生対象)、子ども読書クイズ大会(小・中学生対象)、サイエンスモール(幼児から一般対象)など、事業内容や対象者も多種多様で、「ブックスタート」や「お話し会」などでは多くのボランティアが活躍しています。特にサイエンスモールは、「科学広場」「理科読」「リフレッシュ理科教室」の3つからなり、大学、大学生、企業と一緒に取り組んでいます。入場者は、3,000 人を超えています。

今後の課題としては、ボランティアの参加拡大や催物の工夫、事業の周知・広報活動による参加者増などがあげられ、継続した子どもの読書活動の推進につながるよう取り組みます。

⑥特別な支援を必要とする子どもの読書活動の支援

特別な支援を必要とする子どもを対象とした読書環境の取り組みについては、あまり進んでいません。子どもが置かれている状況に応じた読書活動の工夫等について、市内特別支援学級担任へのアンケート実施により求められる資料やサービスの一端を把握しました。今後も連携することによりそのノウハウを蓄積し、特別な支援を必要とする子どもへのサービスの充実を図ります。

また、点字資料、拡大図書、録音資料、デージー、マルチメディアデージー、電子書籍等病状や身体の状況に応じた資料の収集・提供に取り組みます。

⑦学校との連携・支援

学校との連携では、従来から、学校図書館の資料を補完することを目的とした「団体貸出」、調べ学習等の教材提供・補完を目的とした「特別貸出」のほか、学校行事のため「お話し会備品」の特別貸出などを実施するとともに、学校教育の一環で実施される図書館見学や職場体験・インターンシップ^{※19} など校外学習についても積極的に受け入れ、子どもの図書館利用の促進に取り組

んでいます。併せて、学校図書館司書部会や校長会での説明・協力依頼等を行い、すべての小・中学校へ、市立図書館の学校連携事業の利用・参加促進を図っています。

今後は、市立図書館と学校の間で、読書指導計画等について情報を共有し、資料の団体貸出・特別貸出やレファレンスサービス、資料選択をはじめとする学校図書館運営への助言等の体制づくりに取り組み、学校の期待に応えるよう努めます。そのためには、司書教諭・学校司書等との定期的な連絡協議の機会を持つことが必要です。また、学校での読書活動や学校図書館の活動に役立つ情報の発信に努めるとともに、学校司書をはじめ学校の希望を取り入れ、従来から実施している「団体貸出」、「特別貸出」の利用拡大にむけ専用資料の充実を図ります。

⑧外国語を母語とする子ども、帰国児童生徒の読書活動の支援

外国語を母語^{*20}とする子ども、帰国児童・生徒の読書活動を支援するため環境整備が必要です。すべての子どもたちに読書活動を推進するため、地域の実情に応じ、外国語資料の収集・提供、外国語による「読み聞かせ」など、読書機会を提供することが必要となってきます。現在実施している「英語のお話し会」を継続し、また、市立図書館のサービスについて、関係機関を通じて情報提供していくことも大切であり、市立図書館として積極的な情報収集と情報提供に取り組まします。

⑨専門的人材の育成・配置

市立図書館の司書は、様々な研修を受け、スキルアップに努めています。子ども読書推進には児童・青少年対象の資料や子どもの読書活動に精通した、経験豊富な職員を育成・配置することが必要です。今後は、図書館司書においても子ども読書に精通した専門的人材の育成に取り組み、また、同様に学校図書館の司書教諭、学校司書、ボランティア等の育成にも支援や情報提供を行います。

⑩ボランティアとの連携・支援

現在、図書館が行っているブックスタートやお話し会では、図書館ボランティアの協力により成り立っています。市内の各図書館でボランティア団体が活動しており、定期的に活動が行われています。市立図書館では、ボランティアの研修会や交流会を行い、それぞれのスキルアップを支援していきます。また広報や養成講座等を行い、新規のボランティア登録者の増加にも取り組みます。

今後は、さらに多彩なボランティア活動を行うための機会や場所の提供を行います。

5 飯塚市子ども読書活動推進計画の推進に向けて（実施体系）

飯塚市では、以下の目標をもって、子ども読書活動を推進していきます。

番号	項目 (内容)	実施区分	行政の担当・主管課				ボランティアとの 連携・協力状況
			子育て支援課 (保育所・認定こども園 ・児童センター・子育て 支援センター)	健康・スポーツ課 (保健センター)	学校教育課 教育総務課	生涯学習課 (図書館)	
1 家庭・地域における読書活動の推進							
1	ブックスタート事業の充実(乳幼児健診時の場の活用・ボランティアの養成)	継続		○		○	○
2	市民へのブックスタートの周知 (市報・ホームページによる広報)	拡充		○		○	
3	お話し会・読み聞かせ事業の充実 (各施設での実施、スペースの確保)	拡充	○			○	○
4	読書相談、絵本の紹介・貸し出しの充実 (家庭での読み聞かせ普及のための資料提供)	拡充	○			○	
5	家庭への子ども読書活動の啓発 (子ども読書の重要性を周知)	継続	○			○	
2 保育所(園)・認定こども園における読書活動の推進							
6	お話し会・読み聞かせの充実 (各施設で実施、スペースの確保)	継続	○		○		○
7	保護者への絵本の貸し出し・紹介(家庭での読み聞かせ普及のための資料提供)	拡充	○		○		
8	絵本・読書スペースの充実	拡充	○		○		
9	保育士、幼稚園教諭等の研修 (読み聞かせの技術の習得など)	拡充	○		○		
10	保護者への子ども読書活動の啓発	継続	○		○		
11	保護者の参加・ボランティアとの連携・協力	拡充	○		○		○
3 学校における読書活動の推進							
12	一斉読書活動の充実 (全校実施、全学年での実施)	継続			○		○
13	読書指導計画の策定(図書館利用の計画的指導、読書週間等関連事業の実施)	継続			○		

番号	項目 (内容)	実施区分	行政の担当・主管課				ボランティアとの 連携・協力状況
			子育て支援課 (保育所・認定こども園 ・児童センター・子育て 支援センター)	健康・スポーツ課 (保健センター)	学校教育課 教育総務課	生涯学習課 (図書館)	
3 学校における読書活動の推進 (つづき)							
14	学校図書館の環境整備・充実 (学校図書館図書基準の達成)	拡充			○		
15	図書館運営の向上(教職員間の連携)	拡充			○		
16	学校司書の配置(学校司書の全校配置、 司書の人材育成)	継続			○		
17	司書教諭等の研修・研究等の実施	継続			○	○	
18	学校図書館の蔵書データベース化	拡充			○		
19	保護者、ボランティアとの連携・協力	拡充			○	○	○
20	市立図書館との連携 (団体貸出、特別貸出、図書館見学等)	拡充			○	○	○
4 公立図書館における読書活動の推進							
21	資料・施設の充実	継続				○	
22	情報化の推進	継続				○	
23	年齢に応じた資料の提供サービスの充実	継続				○	
24	図書館事業各種事業の充実(お話し会、 図書館まつり等での読書機会の提供)	継続				○	○
25	特別な支援を必要とする子どもの支援	継続			○	○	
26	学校との連携・支援 (団体貸出、司書等への指導・協力)	継続			○	○	
27	帰国児童生徒等の読書活動支援	継続				○	
28	専門的人材の育成・配置 (図書館司書の育成)	拡充			○	○	○
29	ボランティアとの連携・支援(ブックスタート、 お話し会での協力・ボランティアの研修)	拡充				○	○

【基本方針Ⅱ】市立図書館及び学校図書館、ボランティアの連携・協力

子ども読書活動を推進するうえで、特に小中学生にとって一番身近な学校図書館の活用が期待されますが、学校によって読書環境の整備、読書活動の取り組み状況は様々です。その格差を少しでも解消するため、市立図書館、学校図書館そしてボランティアの連携・協力が不可欠です。

市立図書館は、子どもの読書活動や学習活動を支援できる資源を持っています。現在市立図書館が行っている「団体貸出」や「特別貸出」を利用することで、子どもたちはたくさん本に出会い、調べ学習についてもより多くの資料を活用することができます。

他にも、市立図書館では小中学生に図書館への関心を持ってもらうため、図書館見学や職場体験を受け入れています。また、子ども向けの講座やお話し会などのイベントを開催し、学校図書館だけでなく、市立図書館にも親しみをもってもらい、より多く本に触れる機会を提供していくことが大切です。

また、市立図書館や学校図書館において読み聞かせやお話し会など、ボランティアの活躍が見られるため、今後もボランティアとの連携により、地域の力を活かしながら、子どもに親しみを与え、子どもの読書活動をより充実させることが必要となります。

① 団体貸出・特別貸出の利用促進

一斉読書などに使われる本として一定量の図書を学期ごとに学校へ貸し出す「団体貸出」やお話し会、調べ学習のための「特別貸出」の活用を促進します。それに伴い、市立図書館では、学校図書館に貸し出す資料の収集・整備に努め、また市立図書館の資料情報の提供を継続して行います。

② 市立図書館の活用

学校の校外授業や体験学習などの場として市立図書館を活用し、子どもたちに図書館に興味・関心を持たせ、読書意欲を高めます。また市立図書館では、図書館の利用案内の機会として捉え、学校図書館だけでなく、市立図書館にも子どもたちが来館し、多くの本に触れ、読書活動がより活発になるようさらに推進します。

③ ボランティアとの連携・協力の推進

ブックスタート、市立図書館や学校図書館における各種事業や、保育所や認定こども園、その他の施設においても、積極的にボランティアの能力を活用し、協力して子ども読書の推進に努めます。また、「子ども読書に関わるボランティア」の育成やレベルアップのための研修・交流を実施し、ボランティア活動をさらに推進します。

【基本方針Ⅲ】子ども読書活動に関する理解のための啓発

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や必要性について、広報活動を行い、保護者や地域の「子ども読書活動」に対する理解と関心を深める必要があります。

このため、読書に関する事業の開催、優良な活動をしている団体の奨励、読書活動推進のための事業紹介等、広報活動の充実を図ります。また、この計画を推進するため、関係団体との連携を図り、効果的な啓発活動を継続して行います。

①読書に関する事業の開催

「子ども読書の日(4月23日)」を中心とした事業を実施し、市民へ情報提供をするとともに、各関係団体との連携イベントを開催するなど、効果的な啓発活動を行います。

②優良団体の奨励・表彰

特色ある優れた読書活動を行っている学校やボランティア団体等を広く紹介するとともに顕彰し、関係者の意欲を高め、活動の奨励・振興に取り組みます。

③読書活動推進のための事業の紹介

「広報いいづか」や図書館だより、学校図書館だより、ホームページなどによる情報提供に努めます。図書館の利用方法や催しの紹介、新刊紹介など、読書に関心を持たせ、図書館の積極的な活用を促します。

第4章 より良い計画推進のために

計画の具体的な取り組みについては、家庭・地域、保育所・認定こども園等、学校、図書館など、それぞれの場所で行われていますが、これらの取り組みを飯塚市として効果的に推進していくために飯塚市子ども読書活動推進計画策定に携わった各関係部署や子ども読書活動を推進する団体などと、子ども読書活動の進捗状況の把握や意見交換等を行うため、推進委員会を毎年開催します。この会議では次期計画の策定の基礎となる総合的な意見を求めています。

【用語解説】

※1 ブックスタート

赤ちゃんと保護者が絵本を仲立ちにして、温かく楽しいひと時を持つきっかけを作る運動。市町村単位で、地域に生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象に、保健センターの0歳児検診などで行われることが多い。

※2 読み聞かせ

子どもに絵本や紙芝居を見せながら、語り手が活字の部分を読んで本の内容を伝える。

※3 特別貸出

市立図書館では、調べ学習や総合学習等の教科にとらわれない学習活動等やお話し会等の行事運営、校内活動のため、図書館の資料を貸出すもの。他に、児童施設、保健福祉施設、図書館ボランティア、行政機関等への団体貸出もある。

※4 学校読書調査

毎日新聞社が毎年、社団法人全国学校図書館協議会の協力を得て、全国の小学校4年生から高校生までを対象に行っている「学校読書調査」。

※5 学校司書

学校図書館の仕事を主として行っている事務職員。教員や司書教諭と連携しながら、教科に必要な資料を準備し、資料提供を行っている。直接子どもと接するため、子どもと本をつなぐ役割をも担っている。

※6 ブックトーク

テーマを定めて、そのテーマに関連する本を数冊紹介し、ほんの興味を抱かせて、読書への契機を図る方法。

※7 読書週間

終戦まもない昭和22年、「読書の力によって、平和な文化国家をつくろう」という決意のもと、出版社・取次会社、書店、公共図書館、新聞・放送のマスコミ機関も加わり11月17日から第1回「読書週間」が始まり、その反響がすばらしく、翌年の第2回からは期間を10月27日から11月9日（文化の日を中心にした2週間）と定められ、これが全国に広がったもの。

※8 子ども読書の日

平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」で、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、4月23日「子ども読書の日」が設けられた。

※9 学校図書館図書標準

平成5年3月に文部省(当時)が定めた、公立義務教育諸学校の学校図書館の蔵書冊数の標準。図書の整備を図る際の目標とする蔵書冊数が、学校種別・学校規模別に設定されている。

※10 読書スタンプラリー

子どもたちに読書及び図書館利用のきっかけづくりとして、「どくしょカード」を配布し、実施期間中に本を借りると、1冊につきスタンプ1個がもらえ、30個でカードが完成(完走)となり、完走者にはメダルなどの景品を贈るもの。

※11 団体貸出

市立図書館では、学校図書館で所蔵する資料の補完的役割を果たすため、1回につき300冊まで1学期間貸出すもの。他に、児童施設、保健福祉施設への団体貸出もある。

※12 学校貸出図書セット

福岡県立図書館が、学校における読書活動の推進を図るため、あらかじめ設定したテーマ毎に図書を選び、クラス単位で活用できるようにセット(1セット40冊)にして、学校に貸出す事業のセット。

※13 調べ学習

子どもの生きる力を養うために、現在の学校教育で行われている、学習方法。あるテーマについて図書や、雑誌・新聞、インターネット情報等の資料から、必要な情報を引き出し、活用する学習のスタイル。

※14 いいづか生涯学習ボランティアネットワーク事業

飯塚市が行なっているそれぞれの知識・知恵や特技を生かした登録制のボランティア派遣事業。読み聞かせや朗読のボランティアとしての登録者もあり、学校や公民館、地域活動などで活躍している。

※15 ストーリーテリング

語り手が、話を覚えて本を見ずに語ること。「素話」、「おはなし」などとも言われる。

※16 レファレンスサービス

何らかの情報を求めている図書館利用者に対して、図書館職員が、図書館の利用方法や図書館にある情報・文献の探し方を提供・援助する、または、情報・文献の紹介・提供をすること。

※17 選書

図書館が受入れる図書その他の資料を選定すること。すでに所蔵している蔵書全体とのバランス、利用頻度、利用パターン等、館の独自性をも考慮に入れた一定の方針に基づいて行うこと。司書が専門知識を生かして構成していくもの。

※18 ヤングアダルト(YA)

おおむね12歳から18歳までの青年期利用者に対して、公共図書館が使用している言葉。

※19 インターンシップ

在学中の学生が企業などの職場で、自分の選考学科や将来の進路に関する就業体験を一定期間行い、体験を積むこと。

※20 母語

幼時に母親などから自然な状態で習得する言語。

○子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念のっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念のっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する付帯決議（衆議院文部科学委員会）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○文字・活字文化振興法

（平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊か

な人間性の涵(かん)養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵(かん)養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

資料編（関連法令）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵（かん）養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵（かん）養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵（かん）養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてそ

の文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料編(アンケート調査)

小・中学校児童・生徒調査

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、子ども読書活動推進計画の策定に資することを目的とし、小・中学校児童・生徒の読書活動の現状を把握するため、「読書に関する調査」を実施しました。

2 調査対象者(平成20年実施校)

- ①市立小学校22校中10校の4年生～6年生の児童
- ②市内中学校10校中6校の全学年の生徒

3 調査方法

調査の対象とする市内の小中学校に依頼し、アンケート配布・回収を行なってもらった。

4 調査期間

平成28年1月

II 標本構成

①小学校調査対象児童(調査対象学校数10校)

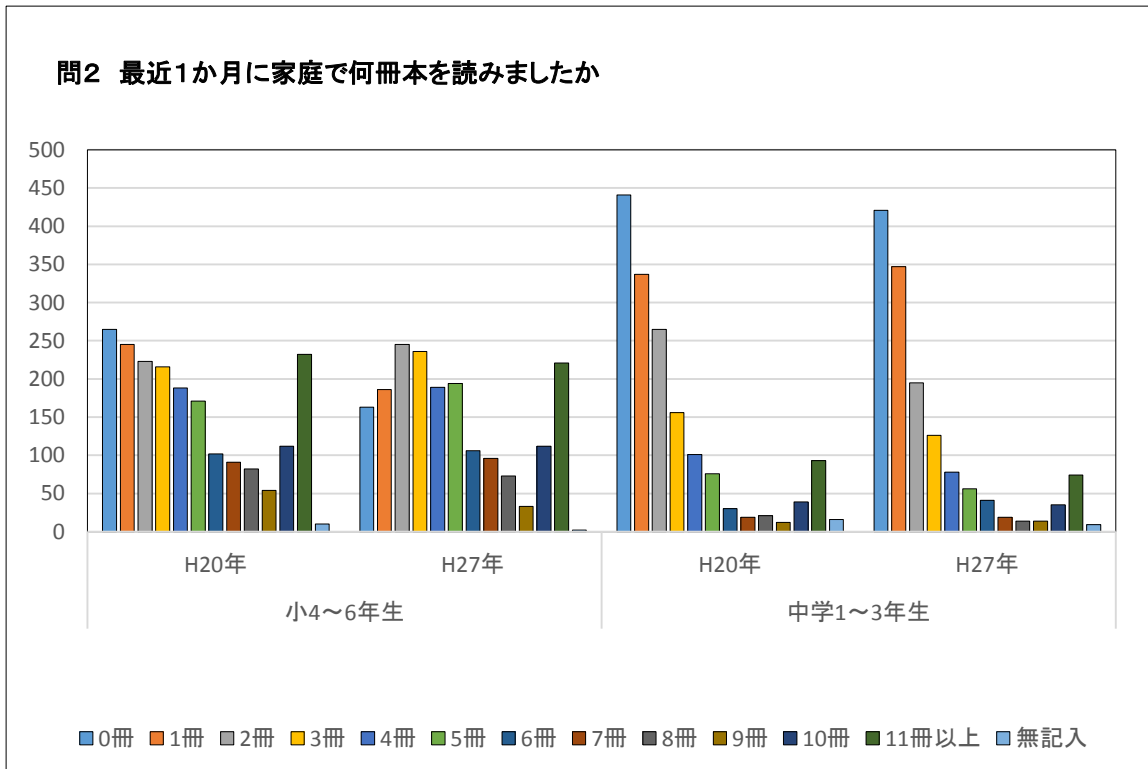
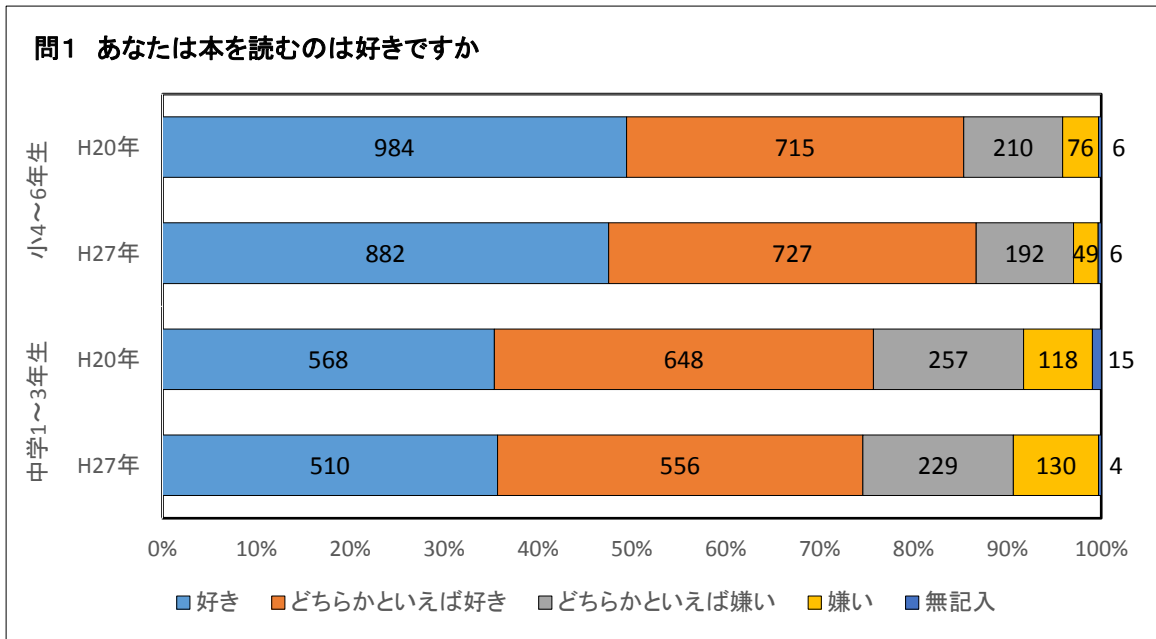
	4年生	5年生	6年生	合計
前回	663人	699人	626人	1988人
今回	643人	606人	615人	1864人

②中学校調査対象生徒(調査対象学校数6校)

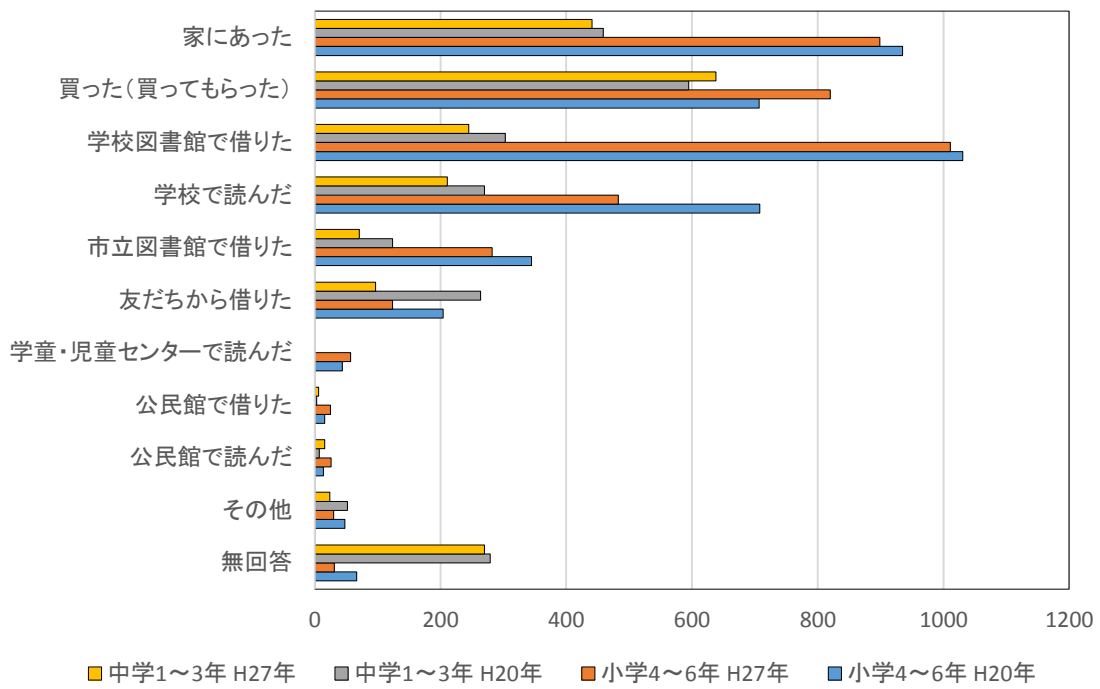
	1年生	2年生	3年生	合計
前回	533人	542人	517人	1592人
今回	469人	459人	528人	1456人

資料編(アンケート調査)

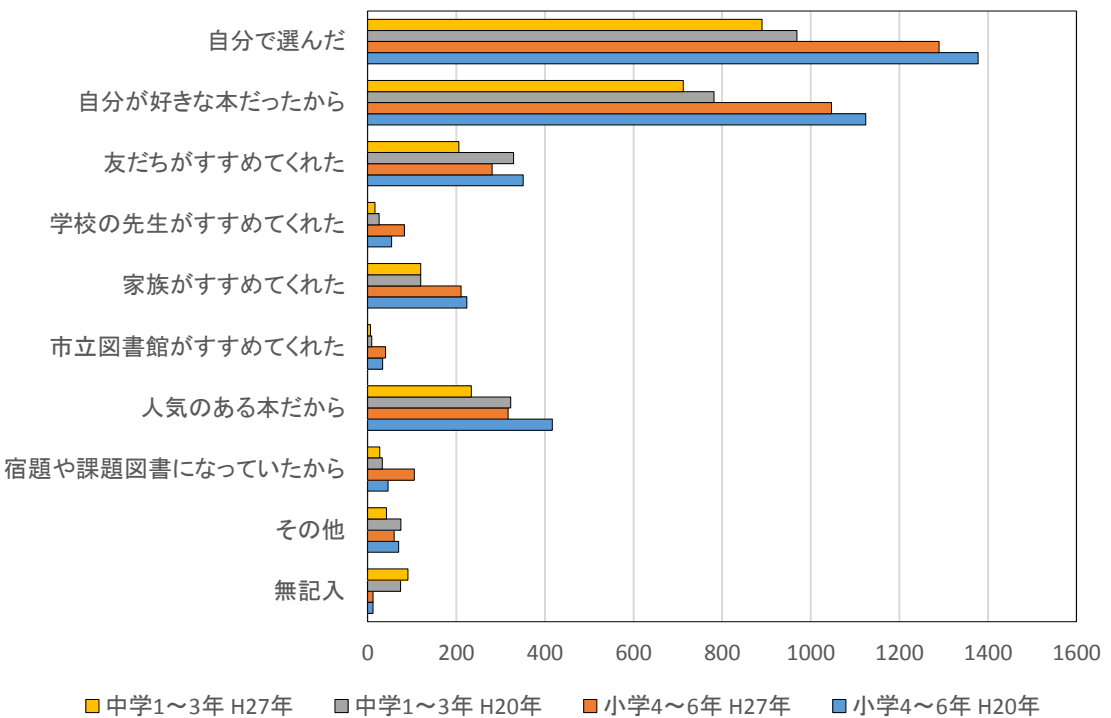
Ⅲ 子ども読書活動に関する意識

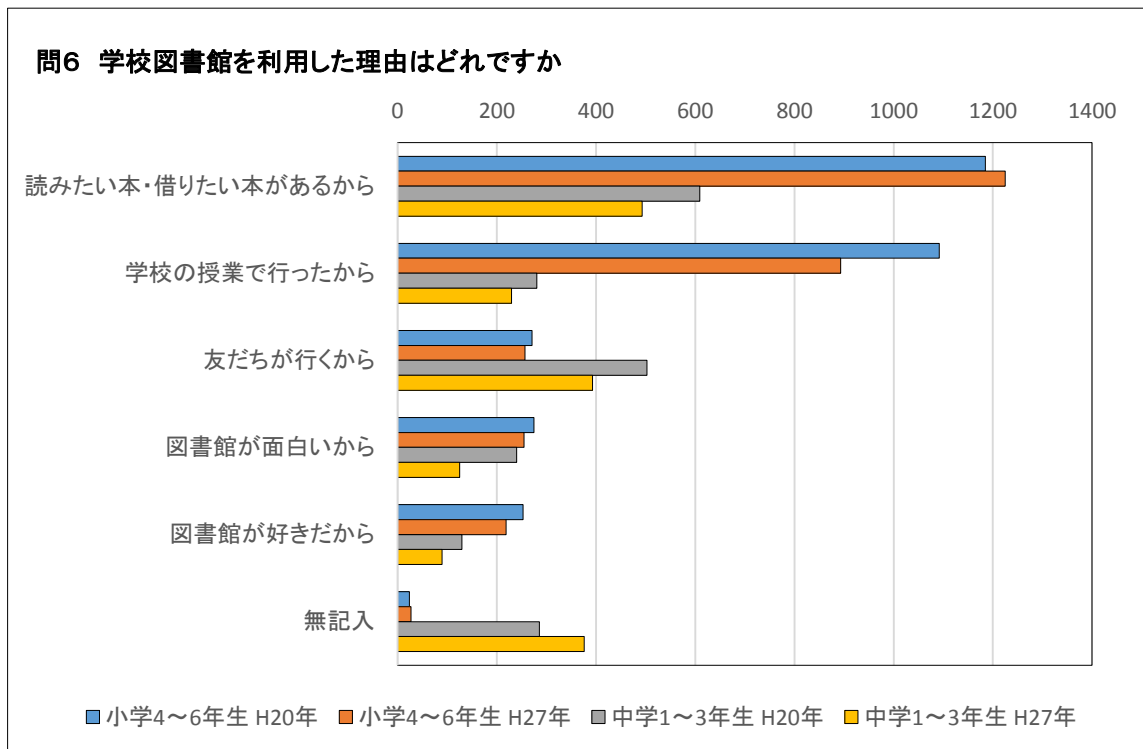
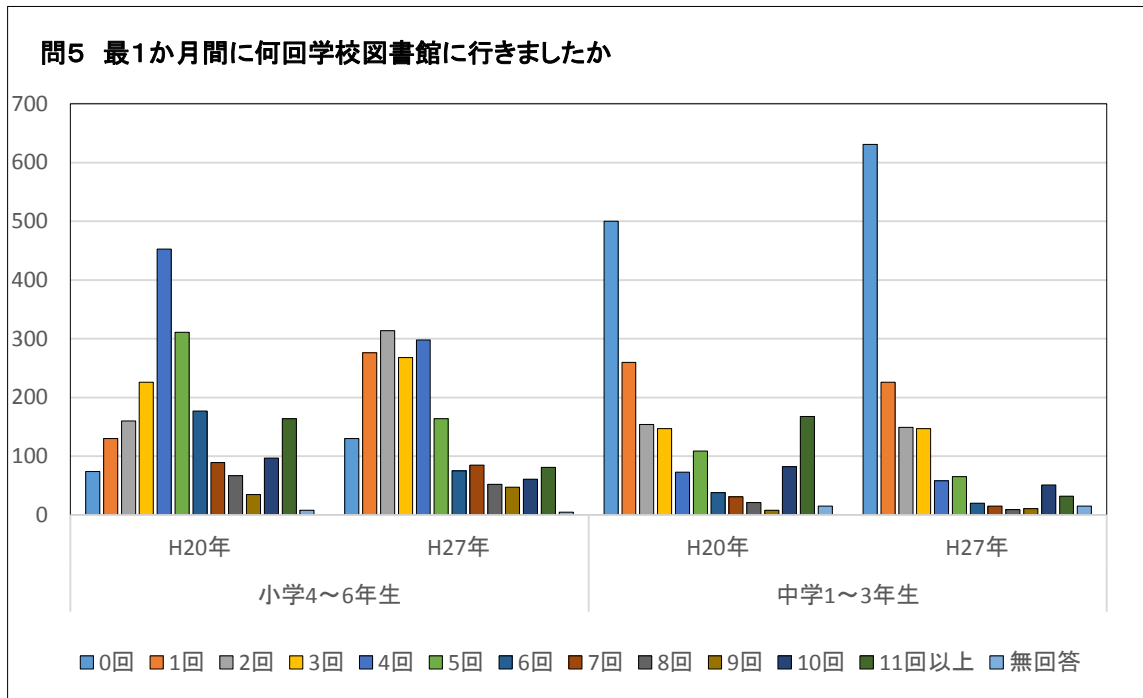


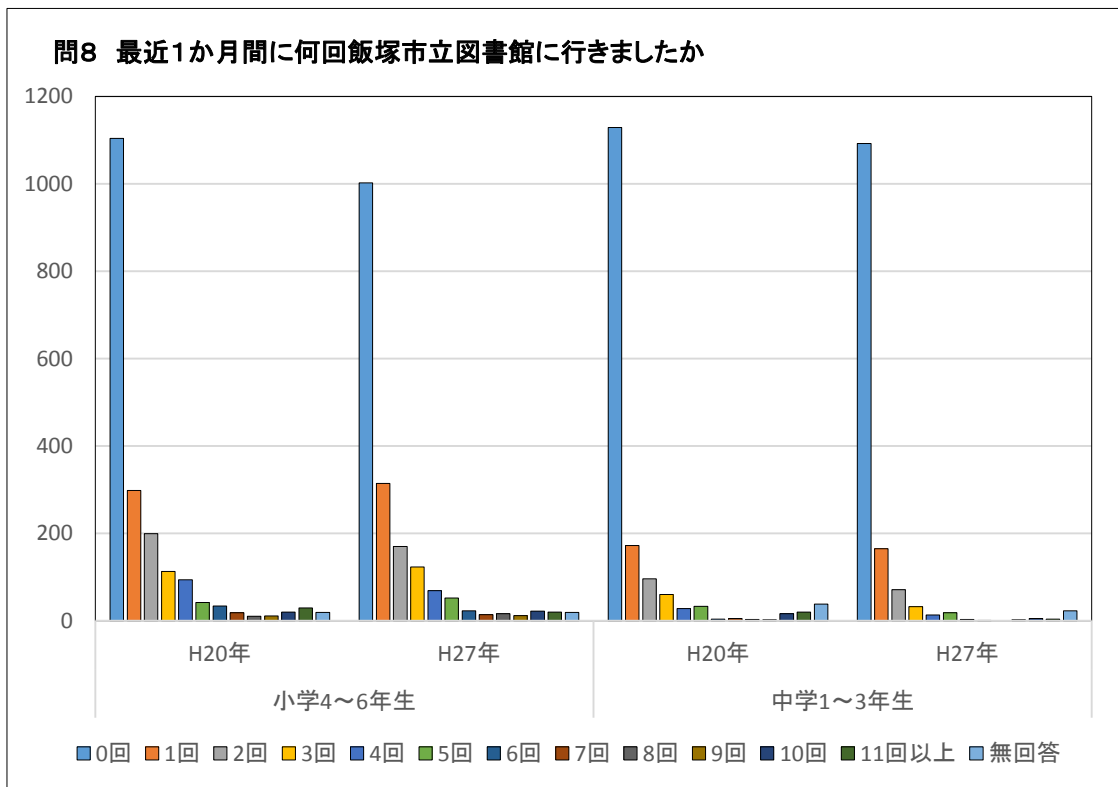
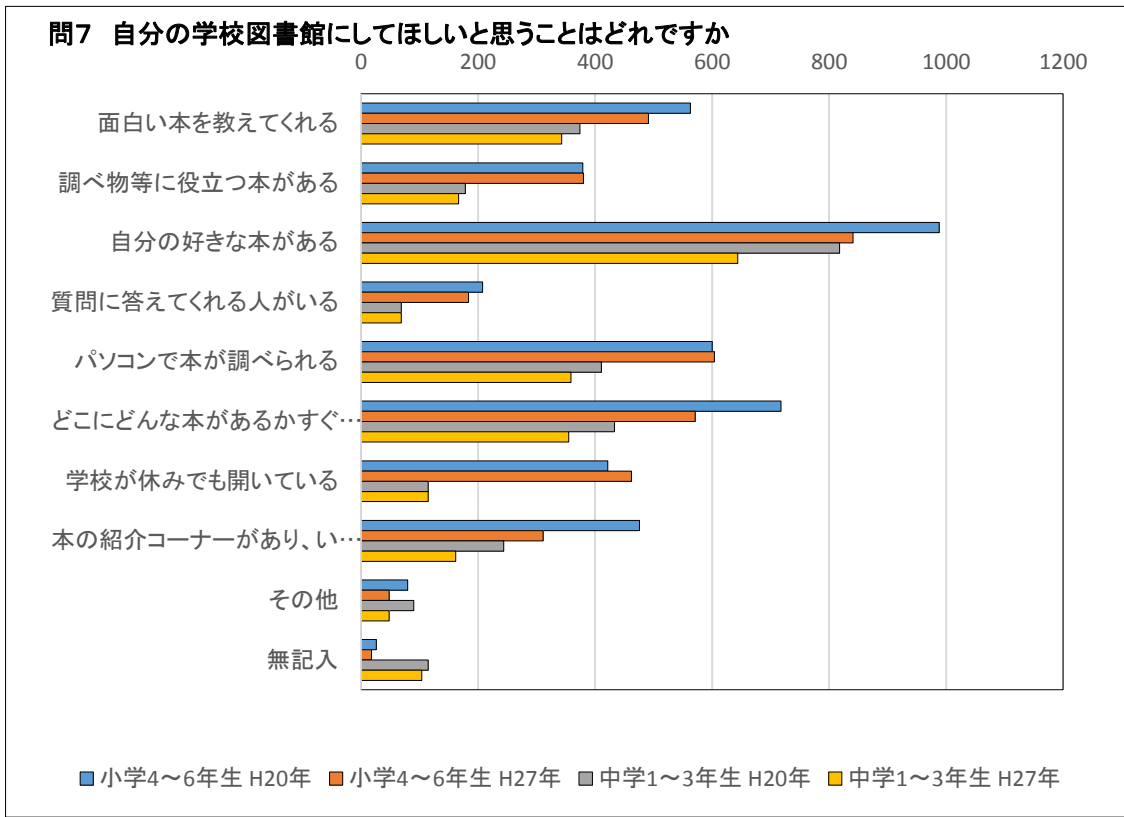
問3 最近1か月に読んだ本はどこにあった本ですか

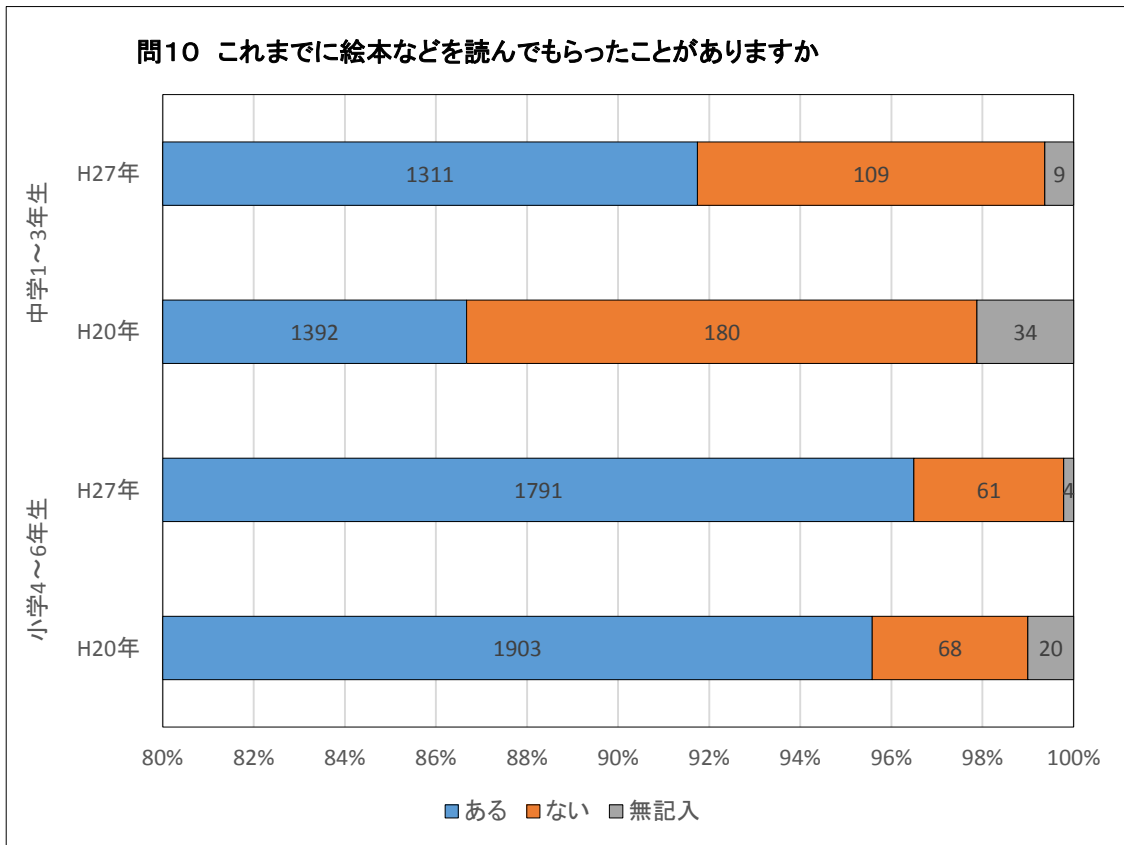
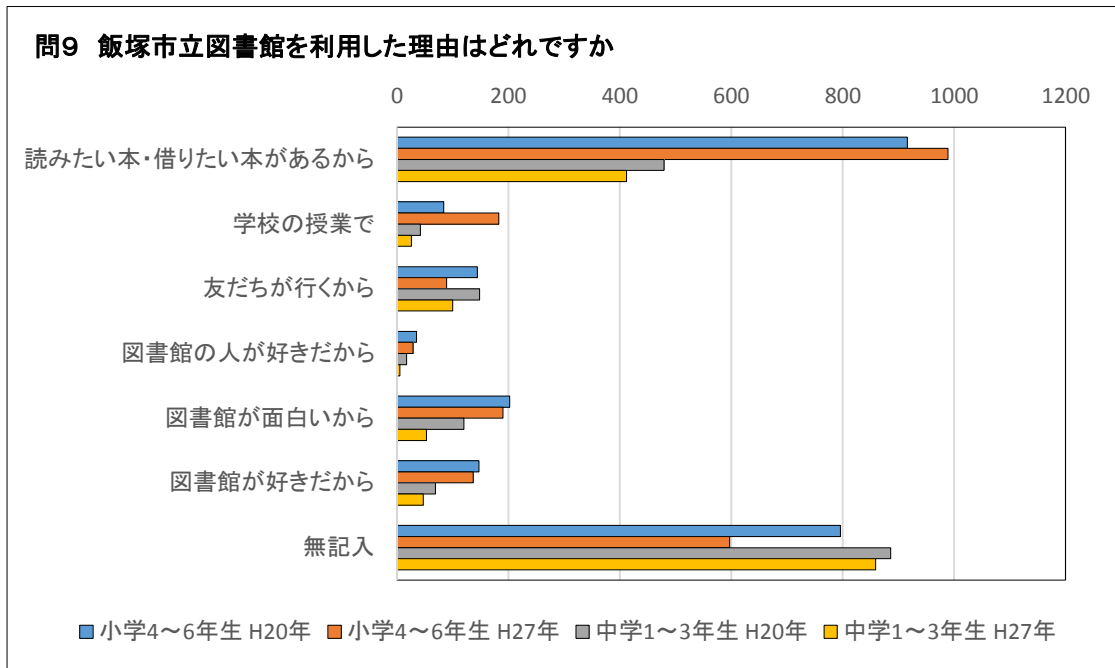


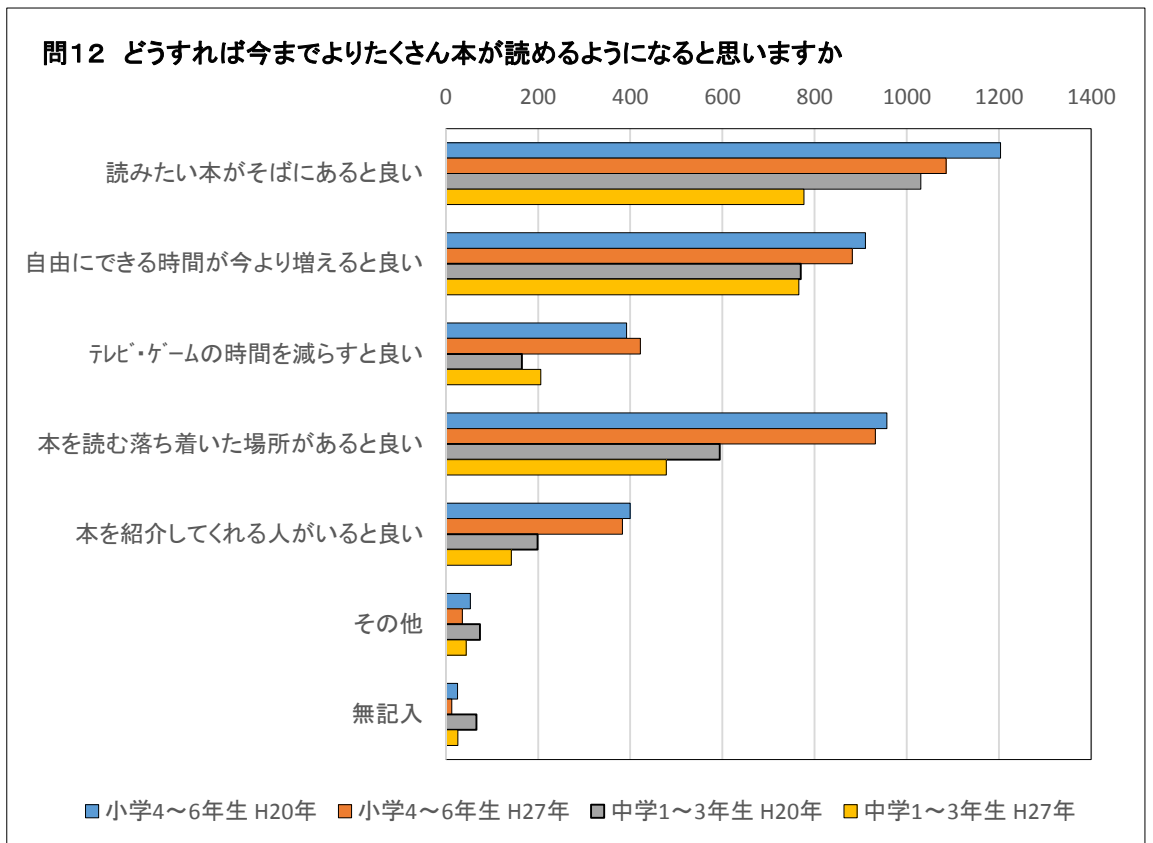
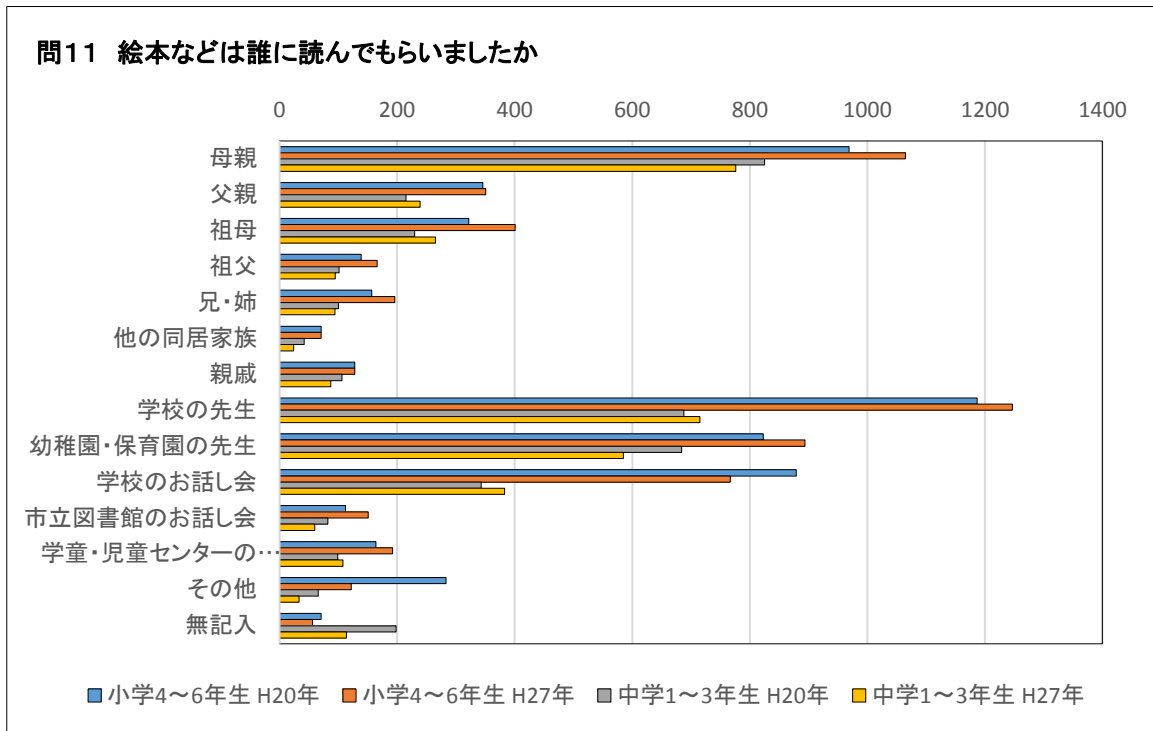
問4 自分が読む本をどのように選んでいますか











資料編

飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例（平成18年飯塚市条例第21号）第3条の規定に基づき、飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 飯塚市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、子どもの読書活動に関する学識経験を有する者及び各種団体並びに行政関係者から、飯塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年間とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該身分又は要件を欠くに至ったときは、その委員は解嘱され、又は解任されたものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者等の出席を要請し、その説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、教育委員会生涯学習課に置く。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

選出区分	所 属	氏 名	
学識経験者	図書館運営協議会委員	白 瀧 登美子	委員長
	ブックスタートボランティア	高 田 由 美	
	図書館ボランティア	白 石 由 里	
社会教育関係者	福岡県筑豊教育事務所社会教育室社会教育主事	嘉 村 ゆかり	
飯塚市行政関係者	子育て支援課長	鈴 木 夏 實	副委員長
	学校教育課長	山 本 健 志	
	教育総務課長	大 庭 義 則	
	生涯学習課長	大 庭 隆 弘	

*事務局:教育委員会生涯学習部生涯学習課生涯学習・図書係

飯塚市子ども読書活動推進計画策定の経緯

月 日	内 容
平成 28 年 8 月 25 日	平成 28 年度第 1 回飯塚市子どもの読書活動推進計画策定委員会 ○飯塚市子ども読書活動推進計画策定について
平成 28 年 11 月 21 日	平成 28 年度第 2 回飯塚市子どもの読書活動推進計画策定委員会 ○飯塚市子ども読書活動推進計画策定について
平成 29 年 1 月 4 日～ 平成 29 年 1 月 24 日まで	飯塚市子ども読書活動推進計画（改訂版）（素案）の市民意見募集
平成 29 年 2 月 22 日	平成 28 年度第 3 回飯塚市子どもの読書活動推進計画策定委員会 ○飯塚市子ども読書活動推進計画（改訂版）（素案）について
平成 29 年 3 月	子ども読書活動推進計画 策定



平成 29 年度飯塚市中学生海外研修事業について

1. 変更点

	平成 29 年度	平成 28 年度
現地研修期間	市立中学校の長期休暇を含む 10 日間 平成 30 年 3 月 24 日 (土) ~ 平成 30 年 4 月 1 日 (日)	市立中学校の夏季休暇期間中の 10 日間 平成 28 年 8 月 19 日 (金) ~ 平成 28 年 8 月 27 日 (土)

この変更に伴う中学生海外研修事業の年間スケジュールについては別紙参照

2. 変更理由

- (1) 8 月下旬がアメリカの新年度開始時期にあたり学校の受入れが困難
- (2) 6 ~ 8 月の夏休み中にホストファミリーや学校と事前協議等を行うことが困難

3. 変更に伴う対応について

現地研修の時期が 3 月になることで、事前研修の時期が高校受験と重なるため中学 3 年生の参加が難しいことが予想される。このため、募集要項に翌年度に研修対象者の拡大を検討する等の記載をすることで、参加の機会確保について周知する。

工事請負契約報告書

福祉文教委員会資料
平成29年6月21日提出

工 事 名	予 定 価 格 (A)	落 札 額 (B)	落 札 率 (B/A) (小数点第三位以下切捨)	契 約 者 名	入 札 日	
飯塚市立幸袋中学校区小中一貫 校斜路整備工事	100,974,600 円 うち消費税 7,479,600 円	90,119,520 円 うち消費税 6,675,520 円	89.24 %	(株)あさひ産業	6月6日	
	契 約 日 平成29年6月12日					最低制限価格
	工 期 平成29年6月13日 から 平成30年3月15日 まで					90,119,520 円 うち消費税 6,675,520 円

入札参加業者名(条件付き一般競争入札)

(株)サカヒラ	(株)修成工業	(株)前田組	柴田建設工業(株)	(株)あさひ産業
(有)松本建興	(株)伍栄建設	竹中機設(株)	(株)多田組	(有)ダイオー建設
(有)富士土木	(株)川端組	岩永建設(有)	下川建設(株)	

* 地方自治法施行令第167条の9によるくじ引きの結果 (14者)

工事請負契約報告書

福祉文教委員会資料
平成29年6月21日提出

工 事 名	予 定 価 格 (A)	落 札 額 (B)	落 札 率 (B/A) (小数点第三位以下切捨)	契 約 者 名	入 札 日	
飯塚市立鎮西中学校区小中一貫 校グラウンド造成(1工区)工事	94,871,520 円 うち消費税 7,027,520 円	83,258,280 円 うち消費税 6,167,280 円	87.75 %	(株)伍栄建設	6月6日	
	契 約 日 平成29年6月13日					最低制限価格
	工 期 平成29年6月14日 から 平成30年1月31日 まで					83,258,280 円 うち消費税 6,167,280 円

入札参加業者名(条件付き一般競争入札)

(株)サカヒラ	(株)修成工業	(株)前田組	柴田建設工業(株)	(有)松本建興
(株)伍栄建設	竹中機設(株)	(株)多田組	(有)ダイオー建設	(有)富士土木
(株)川端組	岩永建設(有)	下川建設(株)		

* 地方自治法施行令第167条の9によるくじ引きの結果 (13者)

工事請負契約報告書

福祉文教委員会資料
平成29年6月21日提出

工 事 名	予 定 価 格 (A)	落 札 額 (B)	落札率 (B/A) (小数点第三位以下切捨)	契 約 者 名	入 札 日
飯塚市立小中一貫校幸袋校附帯 建物建設工事	144,234,000 円 うち消費税 10,684,000 円	129,810,600 円	90 %	(株)西組	5月16日
契 約 日 平成29年5月23日	最低制限価格 うち消費税				
工 期 平成29年5月24日 から 平成30年1月31日 まで	129,810,600 円 うち消費税 9,615,600 円	9,615,600 円			

入札参加業者名(条件付き一般競争入札)

大和興業(株)	(株)西組	(株)瑞建工務店
---------	-------	----------

工事請負契約報告書

福祉文教委員会資料
平成29年6月21日提出

工 事 名	予 定 価 格 (A)	落 札 額 (B)	落札率 (B/A) (小数点第三位以下切捨)	契 約 者 名	入 札 日
若菜小学校大規模改造(その1) 工事	148,460,040 円 うち消費税 10,997,040 円	133,613,280 円	89.99 %	(株)瑞建工務店	5月23日
契 約 日	最低制限価格	うち消費税			
平成29年5月30日					
工 期	133,613,280 円	9,897,280 円			
平成29年5月31日 から 平成29年9月29日 まで	うち消費税 9,897,280 円				

入札参加業者名(条件付き一般競争入札)

大和興業(株)	(株)瑞建工務店	(株)鈴木建設
---------	----------	---------

* 地方自治法施行令第167条の9によるくじ引きの結果 (3者)

P4

工事請負契約報告書

工 事 名	予 定 価 格 (A)	落 札 額 (B)	落札率 (B/A) (小数点第三位以下切捨)	契 約 者 名	入 札 日
若菜小学校大規模改造(その2) 工事	65,163,960 円 うち消費税 4,826,960 円	60,406,560 円	92.69 %	(株)家夢建築事務所	5月23日
契 約 日 平成29年5月29日	最低制限価格(変動型)	うち消費税			
工 期 平成29年5月30日 から 平成29年9月29日 まで	60,048,000 円 うち消費税 4,448,000 円	4,474,560 円			

入札参加業者名(条件付き一般競争入札)

大和興業(株)	(株)鈴木建設	(有)徳永建設	(株)野田組	(有)大村建設
(有)サカエ住宅	(株)家夢建築事務所			

工 事 名	予 定 価 格 (A)	落 札 額 (B)	落札率 (B/A) (小数点第三位以下切捨)	契 約 者 名	入 札 日
若菜小学校大規模改造(電気設備・その1)工事	54,983,880 円 うち消費税 4,072,880 円	51,273,000 円	93.25 %	(有)碓井電気商会	6月6日
契 約 日 平成29年6月12日	最低制限価格	うち消費税			
工 期 平成29年6月13日 から 平成29年9月29日 まで	49,254,480 円 うち消費税 3,648,480 円	3,798,000 円			

入札参加業者名(指名競争入札)

(株)嘉穂製作所	アイテックシステム(株)	(有)碓井電気商会	米村電気工事(株)	西日本電波工業(株)
松村電気商会	(有)オカ電	(有)桑野電気工事	(株)雄電社	(有)ショウデン
(有)岩下電気商会	(株)博光社			